

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから平成22年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり議案22件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

また、中澤視察研修委員長から、議員行政視察研修について報告書の提出がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつ

があります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 本日は、平成22年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、お忙しい中、全員の皆様の御出席をいただき開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

3月に入り、21年度も残すところわずかとなってまいりました。2月19日に公表された日銀金融経済月報によりますと、我が国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直しているとし、輸出や生産は増加ペースが次第に緩やかになっていくと見られるが、海外経済の改善が続くもとで、増加基調を続けると見られる。設備投資は、収益がなお低水準で、設備過剰感も強く、当面はなお横ばい圏内にとどまる可能性が高く、下げどまりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから、耐久消費財を中心に持ち直してはいるが、なお横ばい圏内にとどまる。住宅投資は下げどまりの動きが見られている。この間、公共投資は頭打ちとなって、次第に減少していくと見られている。先行きについては、景気は持ち直しを続けるが、当面、そのペースは緩やかなものにとどまると考えられるとしております。

また、物価については、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、経済全体の受給緩和から下落が続いているが、石油製品価格などが反映し、下落幅は減少している。物価の先行きについて見ると、当面、現状程度の下落幅で推移した後、マクロ的な受給バランスが徐々に改善することなどから、下落幅は縮小していくとしております。

金融面では、金融環境は厳しさを増しつつも、改善の動きが続いている。コールレートが極めて低金利で推移する中、企業の資金調達コストは低下傾向が続いている。実体経済活動や企業収益との対比で見れば、低金利の緩和効果はなお減殺されるものの、その度合いは和らぎつつある。資金供給面では、企業から見た金融機関の貸し出し態度はなお厳しいとする先が多いものの、改善はしている。資金需要面では、企業の運転資金需要、設備資金需要とも後退しているということであります。

我が国経済は、持ち直しつつあるとはいえ、その足取りは弱く、まだしばらくは厳しい状況が続くと考えなければならないでしょう。

平成21年度における大きな出来事は、何といたっても自民党、公明党の2党連立政権から、民主党、社民党、国民新党による3党連立政権へと政権交代が行われたということであり、静岡県政においても、民主党が推薦する川勝知事が誕生したことであります。

このことにより、国も県も行政の進め方が大きく変わろうとしております。1つは、官主導から政治主導へという動きであり、もう一つは、中央集権から地方分権、さらには地域主権へという動きであります。また、「コンクリートから人へ」というように、従来の公共投資による景気刺激策から、人々の暮らしや命を守るという観点から、子ども手当などに見られるような政策転換が図られようとしております。また、川勝知事の政治手法を見てみますと、行政にはスピードアップが必要なんだということを強調しているのではないかという感じがいたします。行政処理については、今後、スピードアップが求められるようになるで

しょう。

私は、官か民か、官主導か政治主導か、中央集権か地域主権か、コンクリートか人かというように、2項を対立させるという図式の中からは有効な策は生まれにくく、2つは両立させていかなければならないものだと思っております。

本年3月末をもって失効となる現行の過疎法、過疎地域自立促進特別措置法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望があり、議員立法による法案の国会提出に向けて、これまで各会派で協議調整が行われてきましたが、このたび過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が取りまとめられ、全会一致の議員立法として国会に提出の見込みとなりました。失効期限については、6年間延長して平成28年3月31日まで、改正の内容は、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、ソフト事業への拡充など過疎対策事業債の対象の追加、過疎地域自立促進市町村計画の策定に係る義務づけ等の廃止などとなっております。

また、水力交付金、電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、環境への負荷が小さい水力発電の特性を認識するとともに、水力交付金の対象市町村478の大半が過疎化、高齢化で疲弊している現状にあり、水力交付金が対象市町村の主要な財源となっていることもあって、事業仕分けの結果、見直しを行うということとなりましたが、見直しの方向は地方自治体の自由な判断で使っていただけるようにすべきと結論づけられました。

私たちの町においては、10月には国民文化祭神楽フェスティバルが開催され、全国の神々が川根本町に集い、郷土色豊かな伝統神楽の数々が繰り広げられました。多くのボランティアの力もあって、大成功のうちに終了することができました。

12月5日には市町村対抗駅伝が行われ、川根本町は全体では41チーム中34位、町村の部では14チーム中9位という成績を上げました。前年度に比べ3分以上タイムを縮め、敢闘賞をいただくことができました。選手や監督、コーチの頑張りや家族の皆様の協力はもちろん、大勢の町民の皆様が沿道から、あるいはテレビの前から大きな声援をおくっていただいたおかげだと思っております。

国民文化祭と市町村対抗駅から、私たちのまちはいかに小さいけれども、目標が定めれば、それに向かって突き進むことができる素晴らしい人たちの集まりなんだということを実感することができました。

12月3日には、知事広聴「平太さんと語ろう」が開かれ、8名の皆様方が、知事に対してそれぞれの立場からさまざまなアイデアや考えを発表されました。知事広聴の中で、知事は川根茶の販路拡大のために、青磁の里、龍泉市との友好都市提携について提言をされました。青磁と川根茶をセットにして、川根茶のブランド化のためのストーリーづくりをしようというのです。この件については、素早い県の対応もあって、一昨日の3月1日から5日にかけての5日間、県の定期調査団に加わって、企画課、商工観光課、産業課の職員3名が浙江省

を訪問いたしております。知事が肝いりを務めてくださるということから、急展開で進んだものですが、川根本町にとってプラスに作用するような交流にしていかなければなりません。そのためには、川根本町へ訪れる交流人口の増大につなげること、そして川根茶の拡販につなげることであります。

また、知事は牧之原台地から大井川沿いに連なる茶園の緑を「グリーンティー・ガーデン」と称しました。私は、このグリーンティー・ガーデンの上を南北に縦断する大井川、大井川鉄道と井川線、車道の3本を軸として、富士山静岡空港を玄関口、そして奥大井・南アルプス地域を奥座敷と位置づけ、誘客を図っていきたいと考えます。国土交通省の日本風景街道に便乗して、仮称、大井川・南アルプス街道とし、沿線に数カ所の溜まりをつくっていきたいと思っております。この溜まりとなる地点は、トイレ休憩、グルメ、ショッピングなど、グリーンツーリズムの展開や農林産物の地産地消を進める場所にしたらどうかと考えておりますが、街道を通すためには、島田市や静岡市など、沿線の市町との連携が必要となりますので、これからしっかり話し合っ詰めていかなければならないと考えております。

4月から時之栖がもりのくにの指定管理者となります。県内でリゾート事業を展開するトップクラスの企業が大井川流域の川根筋に可能性を見出してくれたという点に、大きな意味があると思っており、大変元気づけられたところであります。

2年間にわたる地域の元気再生事業から、まちかど博物館が生まれました。2月28日に行われた認定式で新たに24の博物館が加わり、現在、40館にまでなりました。いろいろな施設、いろいろな展示、いろいろな人の語りなどを楽しめる小さな博物館になっており、エコミュージアム、川根地域まるごと博物郷のサテライトとして機能させていけば、ユニークなエコミュージアムのまちとなる可能性も出てくるものと期待されます。

癒しの里づくり事業でのミニ公園づくりやまちかど博物館など、今後の展開によっては、大井川筋の魅力がさらに高まっていくものと思われれます。川勝知事に言わせれば、今は女どき、女どきは花と団子であります。沿線を花でいっぱいにし、山の幸とお茶でおもてなししたいものであります。

現在、まちづくり基本条例の策定を進めておりますが、策定委員会では、川根本町固有の歴史、文化、風土に根差した格調高い基本条例を策定しようと、活発な議論が展開されております。この条例の策定は、今後のまちづくりに大きくかかわってくる川根本町の憲法とも言える条例となるものであります。委員会に臨席して、川根本町にふさわしい、いい条例ができるような予感がいたしております。

行政改革については、自治体がある限り、行政が継続する限り、常に意識の中に入れて進めなければならないもの、それが行政改革だと思っております。私たちは、まちづくりという大変すばらしい仕事にかかわっております。一人一人の仕事はパーツでしかないかもしれませんが、そのパーツがしっかりしないと、町という全体はあり得ないのでありますから、常に意識の改革、業務の改善に努め、コストパフォーマンスを考えながら、効率的な行財政

運営に励んでいきたいと考えております。

行政改革については、22年度から、内部評価ということではありますが、行政評価を行うべく、現在、試行中であります。将来は何からの形で外部評価も行う必要があると考えております。これによって、予算編成や執行についての透明性が増すと同時に、職員の事務事業についての説明能力が高まり、業務に対する取り組みの意識もいや応なしに変わっていくものと考えられます。

いろいろ申し上げてきましたが、富国有徳のふじのくにの理想郷づくりを目指す川勝県政のその一角に、何とかして川根本町を位置づけていかなければなりません。川そのものが文化遺産としての価値を持っている大井川、その流域の人々の暮らし、文化、風土をアピールしていきたいと思っております。そのために、グリーンティー・ガーデンや風景街道の展開が必要となるのです。

将来とも茶園の緑を残していくためには、茶業の振興が不可欠であり、茶園に続く森の緑と水をきれいに保つため、林業の振興や森の持つ多面的な機能の活用も図っていかなければなりません。風景街道は、ニューツーリズムの展開を可能にし、新たな雇用を創出する起爆剤になるものと期待されます。ここに大井川学、川根学を起こし、大井川流、川根流のおもてなしの作法というか、流儀をつくり上げていきたいと考えております。地域そのものがブランド力を持つことになるのです。それぞれの現場で場の力、場力を出し合うことによって、まちづくりを進めていきたいと思っております。

今回提案する事件は、条例の一部改正5件、規約の変更2件、協議会の廃止1件、計画策定1件、補正予算5件、22年度当初予算8件の合わせて22件であります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、市川昌美君、10番、鈴木多津枝君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの14日間に決定しました。

日程第3 議案第4号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第3、議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案1ページから2ページをごらんください。

現在、後期高齢者医療に関する事務は、高齢者施策として福祉課分掌事務としております。高齢者福祉行政の一貫性という面では、事務効果は大きいものがあります。反面、受け付けにいられた住民の皆様が、医療保険を受け持つ生活健康課と年齢区分によって担当課が分かれていることなどから混乱をされたり、医療機関への振り分け事務が煩雑となるなど、効率的でないことも生じております。医療保険に関する事務を1課へ集約することで、住民の皆様へのサービス向上がより図れるものと考え、国民健康保険を担当する生活健康課の分掌事務としたいものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 今度の改正で、福祉課から後期高齢者に関する医療事務を生活健康課へ移すということで、この点については、多分庁内で担当者とも話し合われて、そのほうがやりやすいだろう、町民の方にもわかりやすいだろうということで、先ほどの町長提案のように変更されるんだと思うんですけども、この議案の出し方ですね、書き方というのかな、2ページを開いて見たときに、本当に若い人にはこういう書き方が受けるのかもしれないんですけども、私にはなかなかわかりにくくて、こういう書き方をしなければならなかったのか、なぜこういう書き方になったのかというのを何回も全協でも聞いたりしたんで

すけど、再度その点で質問をさせていただきます。

第1点は、この書き方は、法制執務を通して内容をチェックしているという全協での説明があったんですけど、その法制執務のメンバーの方たちとチェックした日はいつなのか。

それから、2点目は、条例第2条の、要するに改正の中身というのは、第2条中の括弧、福祉課、生活健康課、それぞれの所掌事務が書いてありますけれども、括弧で閉じて、それを次の福祉課、生活健康課、もう一つ下の括弧、次の括弧に改めるといふような改正内容だということなんですけれども、なぜそのように言っているように、最初に「第2条中」というふうに書いて、最初の括弧の後に「を」をつけて、下の括弧の閉じたところに「に改める」というふうには書かなかったのか、その理由をお聞きいたします。こういうふうには書かなければいけないものなのかどうか、その点をお聞きいたします。

このほうがよいという結論でこうやって上程されたんだと思いますけれども、私としては非常にわかりにくい。皆さんはどうなのかわかりませんが、私はわかりにくかったので、質問をいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に第1点目でございますけれども、メンバーによるスタッフ制度はとっておりません。ただし、平成17年から平成21年度におきまして、自治研修所で実施されます初級、要するに法制執務の初級でございますけれども、7名、それから中級においては4名が出席しております。研修を受けております。それから、当町役場で実施されます、専門家の講師において実施されます研修では、平成20年7月3日から4日の2日間、初級は17名、平成21年度におきましては、11月12日から13日の中級では7名が研修を受講しております。したがって、平成17年からは35名が研修を受けていると思います。それから、合併前におきましても、旧町でも受講をされている方も多くおります。

次に、チェックをした日はいつなのかということでございますけれども、チェックをした日につきましては、起案されますので、起案の日が、平成22年2月18日に起案されていまして、その時点においてチェックをされております。

次に2点目でございます。2点目につきましては、条例第2条中のかぎ括弧を下のかぎ括弧に改めると読むとの説明だが、なぜそのように順に書かれていないのかという御質疑でございますけれども、これにつきましては、既にお手元に資料4において配付してありますけれども、これは株式会社のぎょうせいで発行しております、法制執務詳解という新版の本があります。そこから抜粋したものでございますので、これをごらんになっていただければ、例の2と例の6に書いてございます。そのような形で私どもの提案したものも書かれております。

したがってと重複しますけれども、したがって、提案方法としては妥当ではないかと判断をいたしました。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 私は議員になって、こういう書き方で出されたのは初めてなんですけれども、若い人たちが見れば、この括弧を1つの固まりで見るんだよという説明は、確かにぱっと見ただけでわかるんだろうなと。私も何度も何度も見て、やっと夕べごろわかるようになりました。でも、その何度も何度も見なければわからない書き方よりは、さっと見てわかる書き方のほうが、だれにでもわかりやすい条例に、議案になるんではないかと思ってただしているわけですから、これからもこういう書き方をされると考えておられるんですか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 私どもの関係のほうはですね、何か基準がないと、やるたびに変わってきてしまうというおそれがありますので、基本的には先ほどと重複させていただきますけれども、法制執務の詳解という本がございまして、それに基づきまして処理をさせていただいているわけです。

ただ、今回につきましては大変わかりにくいかもしれないのでございますけれども、要するに福祉課と生活健康課がどういうふうに変ったよというのが一目でわかるような形のつもりでここに提案させてもらったものですから、御理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 議論をするほどの大きな問題ではないと思いますので、もうこれで終わろうと思いますけれども、なるべく万人が見てわかりやすいようなものにしていただきたいなど。こう書かなければいけないという規則はないらしくて、いろいろな書き方があるということで、また研究をしていただきたいなど要望いたします。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

議長（板谷 信君） 日程第4、議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町附属期間設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案3ページから4ページをごらんください。

平成21年3月をもって策定された川根本町男女共同参画プランの具現化のため、推進会議の設置をし、今後の男女共同参画に係る重要事項の審議、検証をお願いする町の附属機関としての位置づけを御議決いただきたく、またこの事務の関連性から、別表においては川根本町まちづくり基本条例策定委員会の次に加えての改定をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まず最初に、今回、設置される男女共同参画推進会議という名前のものなんですけれども、22年度予算の新しい、今、提案されている予算ですけれども、その2款2項1目企画総務費の1節の報酬のところには、男女共同参画審議会委員報酬というふうに、推進会議ではなくて、審議会という違う名前が13万1,000円の報酬が計上されています。この推進会議と審議会は多分同じではないかと思うんですけれども、なぜ同じ名前にしなかったのか。もっとも違うものかもしれませんが、その点をお聞きいたします。

そして、今回、新しくつくる委員会なのに、委員の人数あるいはどういう人たちを選んでいくのか、開催する回数とか、任期とか、新年度予算のところの審議で説明がされるのかもしれませんが、全くわからない状態で今、出されていますけど、そういうものを定める規則あるいは要綱みたいなものはもう既にできているのか、できていないのか、その点を確認をいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

1つ目の審議会という名前で予算計上されているがということなんですけれども、この予算計上の段階では会議の名称を検討中であったため、仮称として男女共同参画審議会という名称を使用しました。

2番目のなぜ同じ名前にしないのかということなんですけれど、会議では、このプランを具現化するために、目標値に対する検証などの審議を行ってもらう予定ですが、会議の本来の目的は、町の男女共同参画の推進です。この名称を庁内、役場内で検討した結果、推進の文言のほうが、会議の名称がより住民にわかりやすいのではないかとということで、このたび男女共同参画推進会議ということに決定しました。

また、3つ目の委員の人数、選び方とか、開催とかの質疑ですけれども、まだこれは案の段階ですけれども、委員の人数は10名以内、選び方は学識経験者、各種団体、民間企業が推薦する者、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱するというように考えております。また、開催回数は2回を考えております。任期は2年と。

また、目標値の検証ですけれど、これは第1次川根本町総合計画の男女共同参画に係る平成23年度までの目標値が8項目あり、その項目について、目標を達成するために必要な事業について審議をしてもらう予定です。

4つ目の規則などはないのかという質疑ですけれど、この議案が可決された後、平成22年4月1日を施行日とする川根本町男女共同参画推進会議設置要綱を告示する予定です。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） プランをつくるときから、男女共同参画プランをつくるときですね、男女共同といいながら、どちらかというと女性の地位がなかなか平等になっていない現状を、本当に働く女性が増えた中で、家庭の中から、職場の中から、地域の中から、そういうところから本当に働きやすいように、女性も社会人の一人として生きていけるようにということで、この共同参画プランをつくる目的を目指されていると思うんです。そういう中で、プランをつくるときにどのように女性の意見とか、女性が委員会の中でどれくらい委員がおられて、今度の新しい推進会議の委員会も10名ということなんですけれども、女性の意見をどのように大きく取り上げていこうと考えておられるのか、その女性を社会的に生きやすいようにしていくという目的を達成するために、どのように対応されようと考えているのか、その点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 今の質疑ですけれど、この男女共同参画プランをつくるときに、川根本町男女共同参画プラン策定意見交換会の委員を10名、県立大学の教授、座長を入れると11名になりますけど、その中で先生を外すと10名になります。その中で5名を女性の委員ということで出席してもらいまして、この中には会社に勤めている方、また各種委員をやっている方、また起業をされている方ということで、10名のうち5名が女性ということで、広

く各係というんですか、家庭の主婦もいますけれども、いろいろ。細かく言うと、保育園また人権擁護委員とか、また会社に勤めている方とか、広く1つの職種ではなくて、多面的な選択をしていきたいと思っております。

以上ですが。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第5、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページから7ページをごらんください。

平成21年11月30日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、同法の中で地方公務員法についても一部改正が行われました。これらの一部改正により、職員の月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支

給割合と本来の支給割合との差額分の時間外勤務手当の支給にかえて、有給の休暇、時間外勤務代休時間を与えることができるようになりました。

川根本町においても、国の制度を基本とする条例の規定の整備を行う改正案を上程するものであります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第6 議案第7号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第6、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページをごらんください。

国民健康保険税に係る介護納付金賦課限度額の引き上げにつきましては、平成21年2月12日に国民健康保険税施行令の一部を改正する政令、平成21年政令第21号が公布され、平成21年4月1日に施行され、9万円から10万円に引き上げが行われています。税率改正を行う際、低所得者や中間所得者層への負担増加を緩和するために、介護賦課限度額を10万円へとするものです。

また、後期高齢者医療制度の開始に伴い、平成20年度より被用者保険の被扶養者であった方が国民健康保険へ加入された際の減免期間を加入日より2年間と設けてありましたが、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、この減免が継続されることとなりましたので、期限の削除を行うために、条例の一部を改正するものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

まず最初、第1点目ですけど、当町はこれまで支払基金を少しずつ取り崩して、税率を据え置くというふうに条例も改正して、国保条例も改正してやってきて……あ、基金条例ですか、やってきているわけですけども、今回もそういう形で、ほんのわずかな額ですので、基金を取り崩して、今、大変な不況の中で、業者さんあるいは年金が目減りしている高齢者など、苦しいこの支払いを強いられているわけですので、何とか値上げをしないような回避を、値上げ回避を避ける、あの、回避するという考えがなかったのかどうか、その点についてまず1点目、お聞きいたします。

それから、2点目ですけども、国保が、国保税が高くなっているお宅には、家族割や固定資産税割など、所得に関係ない部分が多いために高くなっているという人もあるんじゃないかと思うんですけども、そういう人の実態がわかれば一番ありがたいわけですけども、1点通告で出したのは、そういう限度額、所得の多い人たちにも滞納者がおられないかどうか。本当に支払い困難で困っている人を見る一つの指標になるかなと思ひまして、お聞きいたします。

それから、3点目ですけども、限度額の1万円引き上げで増額される推定額、これは今年度の算定によるものですから、22年度はまた違ってくると思いますけれども、16万6,000円というふうな推定額が示されましたけど、16万6,000円の収入を得る、値上げをすることによって、中低所得者一人平均、こういう中低所得者の負担増を回避するというふうに言われているんですけども、一人平均幾らの負担増を回避することができるというふうに試算されているのか伺います。

それから、4点目ですけども、据え置いた場合、1万円上げなかった場合には、もう国の法律が変わってしまっていて、9万円を10万円にするということで、昨年から施行されているわけですけども、そういうことで国や県からペナルティーがあるというふうなことで、国が調整交付金の評価を下げるというふうな、いわゆるペナルティーがあるんだということも説明資料に載っていました。こういうことは普通ちょっと考えられないわけなんですけれども、実際には乳幼児医療費のときもありましたので、ペナルティーをかけてくるということがありましたので、本当にこういう通達や指導あるいは事例があったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 今、4点ありましたけれども、1点ずつ御説明させていただきたいと思います。

1点目ですけども、今まで支払基金を取り崩して税率を据え置いてきたのに、今回なぜ

このわずかばかりの金額を取り崩さないのかというお話だと思っんですけれども、この件につきましては、一人当たりの介護納付金負担金は年々増加しております。議員が言われるとおり、19年度から介護税率も賦課限度額も据え置いてきました。その後、それに対しては基金の取り崩しを行って、負担の増加を緩和してきたわけですが、現在、先ほど議員も言われたとおり、法定額は1万円もう上がっております。それをそのままにしておる段階なんですけれども、このままにしておきますと、他の保険者、高額納税者間の負担の公平を考慮して、高額所得者の方には応分の負担を今回お願いするものであります。

2点目ですけれども、国保税が高い人には、所得だけでなく、均等割、固定資産税割など所得に関係ない部分もあるんじゃないかというお話と、それから限度額の人には滞納者がいるのではないかという御質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、構造的に保険税の負担能力の低い方が加入しているということが現状であります。こうした問題を解決するために、均等割とか平等割については、保険税の軽減が条例で定められています。世帯構成により要件は異なりますが、負担能力に応じた軽減がされていると思います。また、資産割につきましては、地方税法の規定による標準賦課割合と比較し、川根本町の割合は低く定められているということで、国保税については適正に賦課されているのではないかと考えております。

この中で、また限度額に達する世帯の納税のことにつきましては、今調べた結果では、滞納者はおりません。

3番目ですけれども、限度額の1万円を引き上げて推定する増額はどのぐらいになるかというお話なんですけれども、この件につきましては、中低所得者一人当たり約160円の負担の回避となる算定が出ています。

それから、4点目ですけれども、据え置くと国のペナルティーがあったりとか、そういう通達や指導あるいは事例があるのではないかという御質問ですけれども、指導ということで、平成21年11月26日、県の国保室が実地検査に参りまして、そのときの結果としまして、平成21年12月7日に医国第337号の2により、助言事項として、賦課限度額について法律で定められている金額まで引き上げるという通知がありました。

そして、国のペナルティーという言い方がちょっと不適當だったかもしれないんですけれども、この点については、特別調整交付金の算定において、交付基準の一つとして、賦課限度額が法定額未満ですと評価がマイナスという項目があります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 2点目の質問に対して回答が、質問は国保税が高い人でも、必ずしも所得が高くて高くなっているだけではなくて、家族が多くて家族割が多いとか、商売なんか、事業とかをやっておられると、固定資産税もかなり多い人たちが多いのではないかと思うわけです。そういう所得に関係のないところで、限度額になっていらっしゃる人たちも、

国保税が高くなって限度額になっている人たちもおられるのではないかとということをお聞きしたんですけれども、限度額の人に滞納者がおられないということだったんですけれども、大変な負担をされて、頑張っておられるんだなというふうには思いますけれども、課長の答弁は、負担能力の低い人が加入している国保税だから、一般的にね、解決するために、それを解決するために、均等割とか平等割のところでは軽減制度がありますよというふうな言われ方をされたものですから、その点は、こういう高い人の場合には全く軽減はないわけだから、回答にはならないんじゃないかと思うんですけれども。こういう家族割、固定資産税割などが多くて国保税が高くなっているという人もあるのではないかとということに対するお答えはどうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 所得が低くて家族割や固定資産税割が多いお宅ということのお話だと思うんですけれども、所得が低い場合は、その家族割、均等割につきましては軽減ですね、軽減しておるということで御理解願いたいと思うんですけれども。家族割1人ずつについての軽減が、7割、5割、2割という形で軽減しております。それから、資産割につきましても、資産がたくさんある人に対しての割合というのは、割合としては、低目に抑えておるということになっております。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 軽減の対象になるほど所得が低ければ、それはそういう軽減の対象になると思うんですけれども、本当に何というのか、限度額近くに、今回、対象になるような方たちは、ほとんど軽減の対象になっていないんじゃないですか。その点をそれじゃお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） その点につきましては、軽減になる方はほとんどの方が高額である方が多いというふうに考えておまして、家族割とか固定資産税割については低いというふうに考えています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。反対の立場から討論を行いたいと思います。

これは提案されたときから、非常に賛成してもいいかな、反対しなければいけないかな。私は、昨年の選挙のときにも町民の方、有権者の方に訴えたことの一つに、私は住民負担増、値上げに対して一度も賛成したことはありませんということをお訴えてきたものですから、た

とえわずかな負担増でも……。

本当にこの対象になる人たちは高額所得者だというふうに決めつけていて、先ほどの答弁でも、高額所得者だから大丈夫なんだと。そこに負担を求めて、中低所得者の負担増を回避するためなんだというふうなことを一生懸命、全協のときも先ほども説明をされるわけですが、でも例えばぎりぎりのところにおられる人たちが、また1万円値上げになるということは、本当にこれはまた値上げかということで、一生懸命営業している、不況の中で大変な営業をしている商店や何かの人たち、あるいは年金もらってても、年金などをもらっていて対象になっていても、医療費がかかるよ、年をとっているから大変だよという人たちもたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんです。だったら、私は、もう少し、この不況、不況と言っている状況が先ほど町長も言われたように、やや少し持ち直しかげんになっているという状況ですので、そこに水をかけるようなことを町がしないで、もうちょっと待って、何かそういう機会があったときに、町民の人たちが、さあ、じゃこれならやっていけるぞというふうになったときに、もう少しこういう値上げ、あるいは本算定で見直しをしていくということをやるのがいいんじゃないかなと思うんです。

法律が改正されているわけですから、いずれはそのようにしなければならないというのはあるでしょうけれども、国の方、県の方がペナルティーをかけるということなんですけど、そのペナルティーの影響がどれくらいあるのかということはお聞きませんでしたけど、本当にわずかで、この1万円の引き上げをしないことによって、一人当たり回避できる負担増も160円だと、年間で、ということですので、私は今の時点でまだ値上げということに私の立場では、賛成できないかなと思って、反対討論を行いました。

以上です。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 私は、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

当議案は、国民健康保険税の介護納付金に係る賦課金限度額を1万円引き上げ、現行の9万円を10万円に引き上げる改正であります。この条例改正は、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、平成21年4月1日より施行されています。

川根本町は、21年度は税率、限度額をも引き上げを見合わせ、据え置いてまいりました。国保会計は、支払基金の一人当たりの納付金額が増加し続けております。条例を改正しないと、国県からの調整交付金の査定評価が下がってきます。国県からの交付金、補助金の減収は、被保険者の全員の負担の増加につながります。限度額を9万円から10万円に引き上げることによる影響は、国民健康保険税該当世帯の832世帯中25世帯で、全体の3%であります。

当議案の反対者は、基金を取り崩して対応するというようなことを言っていましたが、基

金は被保険者全員のものであります。基金を取り崩すということは、弱者、中間層まで、すべての被保険者全員の負担をするということにつながると思います。私は、弱者、中間層の負担は避けるべきだと考えます。限度額を引き上げ、支払い能力のある世帯に負担をお願いすることが妥当だと思います。

この議案につきましては、2月18日、国保運営委員会でも検討され、原案どおり認められております。よって、私は原案に賛成であり、議員諸君の良識の判断を期待して、賛成討論といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第7、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第8号、いやしの里診療所条例改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案9ページをごらんください。

診療報酬の改定につきましては、国において2年に一度見直しが行われています。前回、平成20年度において見直しが行われ、公設公営で運営されていますいやしの里診療所において、厚生労働省の見直しに伴い条例の改正をお願いし、4月以降の診療報酬を新たな診療報酬で対応したく、条例の改正をお願いするものであります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日としたいと思います。

御異議はありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） 最終日にすることには異議はないんですけども、前回こういうときに、質疑を新たに、例えば通告していない、もうここで通告していなければ、最終日の質疑は認めないよとか、そういうふうなことがあったものですから、今回、私はこの点について質疑通告していないんですけど、条例に関するといえば、条例に関するというふうになってしまうし、大事な質疑を通告していないということで、最終日に移ることで、改めて質疑を受けるということで考えていいでしょうか。

議長（板谷 信君） そのような対応をした記憶はありませんけれど、最終日にお願いします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第8 議案第9号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び規約変更について

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第9号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第9号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案10ページから11ページをごらんください。

本年3月23日、組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員の公務上並びに通勤上の災害に対する認定及び補償事務を共同処理する静岡州市町総合事務組合の構成団体である芝川町が富士宮市への編入合併、新居町が湖西市への編入合併により、3月22日をもって本組合から脱退することに伴う静岡州市町総合事務組合の規約変更の協議につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 駿遠学園管理組合規約の変更について

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案12ページから13ページをごらんください。

昭和44年4月1日、志太・榛原地域の3市10町は、圏域の知的障害児の自立支援のため、一部事務組合、駿遠学園管理組合を組織し、知的障害児施設を開設しました。この駿遠学園は、児童福祉法に基づく施設であり、18歳以上の利用については同法の特例措置により認められていましたが、障害者自立支援法が施行されたことにより、18歳以上の者は知的障害児施設から障害者施設に移行することになり、自宅を住まいの場にできない場合には、共同生活介護施設に入居することになりました。

このような状況のもと、この圏域には受け皿となる共同生活介護施設が少ないことから、5市2町の首長で構成する運営委員会の協議により、組合が主体となって、島田市にありま

す旧養護老人ホーム金谷富士見寮を改修、共同生活介護施設を設置し、管理運営する方針を立てました。ついては、この方針に基づき、組合事務及び経費の分担方法などを定める必要があることから、駿遠学園管理組規約を変更しようとするものであります。

また、平成22年度における御前崎市の分担金の人口割を平成21年9月末日現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳の登録人口とするため、あわせて規約を変更するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず、1点目ですけれども、新旧対照表の14ページなんですけど、あ、13、12、13、14になるんですかね、見ていただきたいんですけども、第2号のところの短期入所、相談支援事業。

まず、12ページを見ていただきたいんですけど、2号が随分削られて、改正後の2号になっているんですけど、そこで削った分を新たに号を起こして、4号、5号というふうに事務を書いているわけです。そういうところで、負担割合、あの分担金ですね、加入している各市町の分担金についての記述が、号も略、略と書いてあるものですから、何のサービスなのか、ちょっとわからないんですけども、そのところで示されていない部分がありますので、そこを少し確認をしたいと思います。

それと、その書かれていないサービスについても、どういうサービスなのかをお聞きしたいと思います。

まず1点目に、第2号の短期入所、相談支援事業、日中一時支援事業と第5号についての分担金は、ここでは利用者割というふうに書かれていますが、第1号が人口割70%、均等割30%となっているのが、相談事業を第4号として、人口割70%、均等割30%に変わるのではないかと、このままだと、思います。このことで当町の負担はどのように変わるというふうに考えるのか、お聞きいたします。

それから、2点目なんですけれども、第1号、第3号、第4号、第5号から新しい方の第6号、第7号に繰り上げている各規定なんですけれども、第1号についても略で書いてありません。第3号についても略で書いてありません。それから、旧の第4号、第5号旧のですね、を第6号、第7号に繰り上げるんですけども、これも略で、どちらにも新旧書いてありません。この規定について、中身がどういうものなのか、サービスというんですか、それをお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、改正後の第3号、第7号ですね、第3号、第7号、略と書いてあるんですけども、それと新規に第8号、今回改正の一番大きな理由になっている18歳以上の方を収容できる、入所できるケアホームを建設するという事務に関してが第8号

に新たに書かれてきているわけなんですけれども、そのケアホーム建設費の、第8号のケアホーム建設費の分担金について、どのように規定しているのか。これ見ますと、全然その第3号、第7号、新規の第8号についての分担金の規定がないように思われるんですけれども、3号、7号については今までと変わらないのか、あるいは建設費については分担金が利用者割ということはないと思うんですけれど、人口割、均等割を用いるのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、附則第3のところ、改正前の附則第3に、均等割については21年度分は協議して定めるといふように書かれていますが、それを協議したと思うんですけれども、結局、今までどおり均等割30%のままになっているという報告をいただいているわけです。書かれているわけなんですけれども、本当にこういう事業は自治体間、大きい自治体、小さい自治体も力を合わせてやっていかなければならない重要な事業なわけなんですけれども、負担割合においては、やはり加入している自治体の財政力に応じて、本当に負担しやすいというか、公平・公正な負担になるように定められなければならないと思いますが、そういう見直しをするといふふうに出たのは、多分そういう話が駿遠学園の組合議会で出たから、こういう附則の第3のところ、書かれたんだと思うんです。でも、その協議した状況とか結果とかを全く聞いていませんので、どういう協議によってそのままになってしまったのか。30%っていうのは小さい自治体にとっては、均等割30%というのは非常に重い負担ですので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、最後に、各市町の組合議員の数は変わらないのだとは思いますが、もう一度教えていただきたいと思えます。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、鈴木議員の質疑にお答えいたします。順次、説明いたします。

まず、最初の質問でございますけれども、相談支援事業の関係の負担でございますけれども、これまで利用者負担としてまいりました。そういう規定ではございますけれども、実際の運用では負担は取っておりませんでした。平成21年度に相談支援事業所としての県指定を受けて、新たにスタートをすることになりましたけれども、相談支援事務は特に負担を求めず、運営費の中で賄うことになっております。したがって、これまでどおり負担は変更ありません。

次に、2番目の質問でございますけれども、規約の3条に組合が共同処理する事務が規定されております。新しい方の規定で説明させていただきますけれども、第1号でございますけれども、これは駿遠学園の設置及び管理運営に関する事務でございます。第2号ですけれども、これは短期入所に関する事務でございます。第3号ですけれども、これは駿遠学園の生活寮の設置及び管理運営に関する事務でございます。第4号ですけれども、これは相談支援事業に関する事務、これは旧の2号から振り分けになっております。第5号ですけれども、

日中一時支援事業に関する事務で、これも2号からの振り分けになっております。第6号でございますけれども、これは静岡県障害児、者地域療育支援センター事業に関する事務ということで、これは県の補助事業でございます。障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の関係機関や福祉施設と連携をとりながら、必要なサービスを受けられるよう調整を図るコーディネーターを配置する事業でございます。こういった事業も行っております。第7号ですけれども、障害児者ライフサポート事業に関する事務ということでございます。ライフサポート事業、未就学児の発達遅滞者療育教室おひさまというような、そういった事業でございます。第8号でございますけれども、新たに追加するもので、駿遠学園ケアホーム建設に関する事務ということでございます。

次に、運営費、あ、分担金ですね、の関係でございます。第2条による、改正後の規約第3条第3号のケアホームによる共同生活介護事業の運営費でございますけれども、これは第11条第2項第3号において、入居者割50%、人口割25%、均等割25%と規定しております。

また、第7号のライフサポート事業は、第11条第2項第2号において利用者割と規定をしております。これまでと変更はありません。

第8号のケアホーム建設費でございますけれども、これは第11条第4項の施設の建設その他、臨時に多額の支出を必要とする経費の分担方法は、その都度、関係市町長の協議により定めるという規定がありますけれども、これに基づきまして、人口割70%、均等割30%としたものでございます。

ケアホームの建設費の各市町の分担金でございますけれども、総額で1億284万8,000円で、島田市が2,061万4,000円、藤枝市が2,678万3,000円、焼津市が2,677万6,000円、牧之原市が1,264万4,000円、吉田町が958万5,000円、川根本町が644万6,000円となっております。

その次でございますけれども、附則第3の均等割協議の関係の規定でございますけれども、これは市町村の合併に関して設けられたものでございまして、平成17年度から設けられております。この21年度の負担金については、平成20年度に行われました藤枝市、岡部町それから焼津市、大井川町の合併に関して、負担内容を協議するというものを規定したものでございます。

均等割の協議に関しましては、30%の負担割合に基づき、平成21年度については前期分5市5町で、後期分5市2町で分担するような形になっております。

この負担割合の協議は、均等割と人口割の負担比率を変更するというものではなくて、均等割30%分を、合併に伴って市町数を変更することによる負担割合を協議するというものを規定したものでございます。

最後ですけれども、組合の議員数でございますけれども、これは組合規約の第5条によりまして、島田市が2人、藤枝市が2人、焼津市が2人、御前崎市が1人、牧之原市が2人、吉田町が1人、川根本町1人の11人となっております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑は。10番。

10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

当町の負担割合はどのように変わるのかというふうに第1問で聞いたわけですが、何か課長の答弁は、本人の、利用者の負担のことについて答えられたのかなというふうに聞きました。相談支援事業について、相談支援事業が2号から分けられて4号になるわけですが、その4号については、今までは利用者割だったのが、均等割30、人口割70というふうな割合になるということで、それでは町の負担が増えるのではないですかということを知ったわけですが、私の聞いた中身が間違っていたのか、そうではないよと、今までと全く同じなんだよと言われるのか。また、私が聞いた感じでは、利用者割だったけれども、負担はなしであって、これまでどおり負担はないというふうに答えられたんじゃないかと思って、これは利用者のことではなかったのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 相談支援事業のことに关しましての質問ということでお答えしましたが、これまで規定では利用者負担ということになっておりましたけれども、実際は負担は取っていないということでございます。

今後の関係ですが、運営費の中に盛り込むというんですか、結果的には相談支援を受ける担当者の人件費というような内容のものでございますから、運営費の中で賄うということでございます。

議長（板谷 信君） 町の出し分はないのか、負担は。そのことを聞いているんでしょう。

（「増える」の声あり）

福祉課長（柴田光章君） 増えるということはありません。運営費の中で賄うと。今までの各市町で分担しています運営費の中で賄うと。

（「（聞き取り不能）ないということですか」の声あり）

福祉課長（柴田光章君） そういうことです。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止について

議長(板谷 信君) 日程第10、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

議案14ページをごらんください。

昭和47年7月設立の島田・榛原地区広域市町村圏組合を廃止するに当たり、引き続き当圏域の広域市町村計画の事業実施の連絡調整を図ることを目的として、平成17年4月に島田・榛原地区広域市町村圏協議会を設置し、事務を進めてまいりました。しかしながら、近年の市町村合併の進捗等に伴い、広域連携の必要はあるものの、これまでの広域圏施設の実効的な役割を終えたとの認識に立ち、平成22年3月31日をもって島田・榛原地区広域市町村圏協議会を廃止したいというものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

提案理由の説明のように、広域圏の連携というのは非常に大事だけれども、この組織で取り組んでいる事業がもうふれあい合唱祭だけということで、島田市と吉田町と当町だけになって、広域という役割は終わったということで、廃止するというような説明があったわけですが、21年度の予算ですか、負担金を各1市2町で出しているのは合計で17万円ということで、これが主に旅費、おおりの使用料それからコピー代に充てたという説明がありました。広域の連携は、本当にこの時期、ますます必要になってきていて、景観、環境づくり、観光事業、いろいろな点で、地場産業、地域の活性化などで、本当にもっともっと今以上に手をつないでいかなければいけないという状況になっているわけですが、この組織がなくなって大丈夫だというふうに言われたわけで、ほかにいろいろ広域連携の組織があるので大丈夫というふうに言われたわけですが、最も身近な自治体である1市2町の

連携する広域市町村圏協議会なわけですけど、同じような1市2町の組織がほかにあるのでしょうか。一番身近なところでの連携組織なものですから、もしないとしたら、どのように連携を図るつもりなのか。

また、ふれあい音楽祭をこれまでやってきたわけですが、これはどのようになるのか、その点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

1つ目は、この広域連携、島田・榛原地区広域市町村圏協議会が廃止された場合の今後の連携ですが、現在、1市2町のみ組織はありません。ただし、島田・川根地域活性化連絡協議会というのがありまして、これは川根本町とか島田市、また大井川観光連絡会というところに島田市も入っております。また、大井川流域首長懇談会とか大井川流域連携検討会とか、これは島田市も吉田町も入っております。といいますと、1市2町の組織はありませんけれども、今後もこういう広域的な協議会がありますので、地域活性化とか観光、景観、水問題等、連携がとれる体制にあると思っております。

2つ目のふれあい音楽祭はどうなるのかということですが、これについては22年以降も開催される予定となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 22年度は開催するということは全協でも聞いたんですけど、ずっと続けてきて、出演する団体の人たちも、当町にも2つか3つあるわけですね、コーラスグループの人たちが。年に1回の発表会に向けて、ずっと練習してきているわけですが、もう22年度以降はどういうふうになるかわからないよということになると、女性の会が町の補助金がばっと削られたことで、ばっと一斉に町じゅうで支部が、本部がそういうやる気がなくなっているのなら、私らもということで、ほとんどあちこちで解散の機運が今、もうすごい嵐のようにできているわけですが、こういう大事な住民の人たちの組織を守っていくという点で、どのように計画というか、話し合われたのか、これをどうしようというふうに話し合われたのかどうか、お聞きします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 今のふれあい音楽祭についてですが、これはこの前の説明でもしましたように、事務局は島田市がやっております。そして、構成市町として島田市、吉田町、川根本町でしたけど、このふれあい音楽祭については、うちの川根本町でも2団体が出ていまして、今度、22年度の予算の計上には補助金というスタイルで出させてもらって、島田市、吉田町、川根本町で話し合ったとき、この合唱祭は主催されている方々も継続したいということで、じゃ向こう3年ぐらいは経過措置で見ていこうじゃないかという話になっておりますけれども、ちょっと口幅ったい言い方ですけど、それぞれ団体があり

ますけれども、できれば自主的にやっていただきたいという意向もあるんですけど、とにかく協議会ももう解散ということなものですから、島田市の事務局のほうに合唱祭のメンバーの方から継続的にお願いしたいということで、向こう3年は対応しようではないかということの話はしております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 国土利用計画（川根本町計画）の策定について

議長（板谷 信君） 日程第11、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第12号、国土利用計画、川根本町計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページをごらんください。

新町が誕生しまして、川根本町総合計画が策定されたことを受け、川根本町国土利用計画の策定を平成20年度、平成21年度の2カ年で実施してまいりました。国土利用計画法第8条第3項の規定により、市町村計画は議会の議決を経なければならないと規定されております。これに基づき、今議会におきまして国土利用計画、川根本町計画案を提案するものでござい

ます。

全国的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害への懸念、土地利用に対する町民意識の高まりなどを背景として、土地の効率的な利用や質的向上などにより、町民生活の安全性の確保、自然環境への負荷の低減、川根本町らしいまちのにぎわいや農村集落環境の向上などが求められている中、今後の課題への対応を含め、計画的な土地利用を推進するため、土地利用に関する総合的かつ基本的な指針として本計画を策定するものです。

計画は、3章立てとなっており、1章で町域の土地の利用に関する基本構想として、町の概要、計画策定の背景、基本理念・基本方針、利用区分別の基本方向、2章で区分ごとの規模の目標、3章で規模の目標を達成するために必要な措置の概要をうたい、総合的な措置、利用区分別の措置、地域別整備施策の概要、土地に関する調査の実施という内容で構成されております。

なお、附属資料として、計画の根拠となる参考資料を添付させていただいております。

当計画案につきましては、県の担当部局との調整協議並びに住民や町内外に対してパブリックコメントの募集を経て調製させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は10時40分から行います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12 議案第13号 平成21年度川根本町一般会計補正予算
（第6号）

議長（板谷 信君） 日程第12、議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第6号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,900万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,839万4,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものであります。

今回の補正予算は、地域情報通信基盤整備事業及び携帯電話エリア整備事業の執行に伴う入札差金の減額、介護保険事業に係る国庫支出金等返還金の追加、各事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、75万円の減額です。議会会議録作成業務委託の入札差金と研修旅費の実績により減額するものであります。

第2款総務費、第1項総務管理費は、698万1,000円の減額です。財産管理費は、公共施設敷地周辺景観整備委託の事業量減による減額及び財源更正、交通安全対策費は、交通整理業務委託区間の一部を道路管理者が実施したことによる減額、自治会振興費は、消耗品及び区事務取扱交付金の減額、総合支所管理費は、施設点検、清掃管理、設計監理委託料及び工事請負費の入札差金を減額するものです。

第2項企画費は、4,623万6,000円の減額です。まちづくり事業費は、各種負担金及び補助金事業の事業量減に伴う減額、コミュニティ施設管理費は、各地区集会所修繕に伴う工事請負費及び負担金補助及び交付金を入札差金によりそれぞれ減額し、環境企画費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の財源充当を変更し、情報政策費は、ブロードバンド整備基本方針策定及び携帯電話伝送路基地局整備に係る委託料、工事請負費、備品購入費をそれぞれ

減額し、負担金補助及び交付金の増額をお願いするものであります。路線バス対策費は、町営バス北部路線の見直しによるバス停標識修繕に係る需用費の増額をお願いするものです。

第3項徴税費は、1,430万円の減額です。これは、中部電力浜岡原子力発電所が修正申告を行ったため、過誤納還付金が減少したことにより減額するものです。

第5項選挙費は、247万1,000円の減額です。町長選挙費及び町議会議員選挙費は、それぞれ決算見込みにより減額するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、27万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、社会福祉基金の財源更正です。心身障がい者福祉費では、実績見込みによる報酬、委託料、工事請負費、補助金を減じ、扶助費を増額、老人福祉費では需用費、補助金、老人保護措置費では扶助費、老人医療費では老人保健特別会計の医療費の見込みに伴う繰出金を、それぞれ決算見込みにより減額するものです。介護保険費では、介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助返還金の増額と介護給付費の増額及び地域支援事業費の減額に係る特別会計への繰出金について増額をお願いするものです。後期高齢者医療費は、役務費、委託料の減額と保険基盤安定負担金の増額に伴う特別会計への繰出金の増額をお願いするものです。

第2項児童福祉費は、837万9,000円の減額です。児童福祉施設費については、決算見込みによる臨時職員等の賃金、需用費、徳山聖母保育園補助金をそれぞれ減額し、次世代育成支援対策交付金の実績に伴い、国・県支出金の返還金を増額するものです。子育て支援対策費は、子育て応援手当が廃止となったための減額と、決算見込みにより賃金、役務費、委託料、備品購入費をそれぞれ減額するものです。児童措置費は、子ども手当システム改修に係る委託料の増額をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、2,211万3,000円の減額です。母子保健費及び予防費は、医療費扶助、需用費、予防接種委託料をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。環境衛生費は、霊柩車購入事業の入札差金と合併処理浄化槽補助金を決算見込みにより減額するものです。飲料水供給施設費は、委託料及び工事請負費の入札差金を減額するものです。

第2項清掃費は、177万3,000円の減額です。これは、ごみ処理運搬業務に係る委託料及び使用料及び賃借料を決算見込みにより減額するものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、526万8,000円の減額です。農業振興費では耕作放棄地再生利用対策実態調査に係る委託料を、茶業推進対策費では報償費、負担金補助及び交付金を実績見込みによりそれぞれ減額し、農業農村整備事業費は、まちづくり基金の財源更正です。地籍調査事業費は、入札差金による委託料の減額です。

第2項林業費は、929万円の減額です。林業振興費では、林業振興基金の財源更正と実績見込みにより補助金を減額するものです。林道費は、過疎対策事業債の財源更正です。治山費及び中山間地域林業整備事業費は、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、補助対象事務費への配分により工事請負費、補償補填及び賠償金を減額し、需用費、委託料、使用料及び賃借料の増額をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、317万5,000円の増額です。商工業振興費は、小口資金利子補給金に係る負担金補助及び交付金の増額をお願いするものです。観光費は、過疎対策事業債の財源更正です。もりのくに運営費は、施設修繕に係る需用費の増額をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、150万円の減額です。実績見込みにより、道路台帳更新業務委託料を減額するものです。

第2項道路橋りょう費は、地域活性化・経済対策臨時交付金の財源充当を変更するものです。

第3項河川費は、460万円の減額です。急傾斜地崩壊対策事業について静岡県で事業の先送りが決定されたことにより、委託料、負担金補助及び交付金を減額するものです。

第4項住宅費は、140万円の減額です。若者定住促進住宅附帯工事の入札差金による減額です。

第9款第1項消防費は、421万2,000円の減額です。常備消防費は、常備消防事務委託料の増加に伴う増額をお願いするものです。災害対策費は、災害対策用ブルーシート購入事業の入札差金による減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、197万円の減額です。事務局費及び教育諸費は、需用費、賃金、負担金補助及び交付金、貸付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第2項小学校費は、724万7,000円の減額です。学校管理費及び教育振興費は、共済費、賃金、委託料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第3項中学校費は、311万3,000円の減額です。学校管理費及び教育振興費は、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第4項社会教育費は、427万8,000円の減額です。社会教育総務費は、まちづくり基金の財源更正と赤石太鼓運搬車両購入に係る入札差金の減額です。文化会館運営費は、実績見込みに伴う委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の減額です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、激甚災害特別措置による高率補助の適用により、財源更正をするものです。

第12款公債費、第1項公債費は、500万円の減額です。平成20年度借入金の町債の利子の実績見込み等による差額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項分担金は、12万円の減額です。集会所等修繕負担金の減額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、473万1,000円の減額です。保育所運営費負担金及び障がい者自立支援給付費負担金の増額をお願いするものです。

第2項国庫補助金は、927万1,000円の減額です。民生費国庫補助金では地域生活支援事業費の減額と、教育費国庫補助金は幼稚園就園奨励費、小・中学校における情報通信技術環境整備事業及び理科教育施設整備事業の減額と、民生費国庫交付金は子育て応援特別手当交付金の廃止による減額と子ども手当システム改修費交付金の増額をお願いするものです。衛生費国庫交付金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減に伴う減額です。地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、事業費の増減に伴う財源充当の変更です。総務費国庫補助金は、地域情報通信基盤整備推進交付金事業の実績見込みによる減額です。

第14款県支出金、第1項県負担金は、406万3,000円の増額です。保育所運営費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、障がい者自立支援給付費負担金の実績見込みによるものです。

第2項県補助金は、2,144万7,000円の減額です。総務費県補助金では、実績見込みにより携帯電話等エリア整備事業費補助金を減額し、民生費県補助金では、実績見込みにより重度障がい者、児医療費補助金、人にやさいまちづくり推進事業費補助金、障がい者自立支援総合助成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金等の増減額です。衛生費県補助金は、実績見込み合併処理浄化槽設置費補助金の減額です。農林水産業費県補助金では、中山間地域農業振興事業費補助金の追加です。商工費県補助金では、実績見込みによる緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の減額です。土木費県補助金では、急傾斜地崩壊対策事業費補助金について、事業実施の先送りにより減額するものです。農林水産業費県交付金では、実績見込みによる森林・林業交付金の減額です。市町村合併特例交付金では、各対象事業の減額に合わせ、充当金額を更正するものです。災害復旧費県補助金では、激甚災害特別措置による高率補助の適用による増額です。

第17款繰入金、第1款特別会計繰入金は、275万6,000円の増額です。老人保健特別会計繰入金及び後期高齢者医療事業特別会計繰入金の増額をお願いするものです。

第2項基金繰入金は、8,337万円の減額です。財政調整基金、まちづくり基金、社会福祉基金は、今回の補正による一般財源の調整をさせていただくものです。林業振興基金は、充当事業の減額によるものです。

第19款諸収入、第5項雑入は、路線バス料金収入の減額と心身障がい者扶養共済年金、後期高齢者特定健診委託金、広域連合負担金前年度返還金の増額をお願いするものです。

第20款町債につきましては、第3表地方債補正にて説明させていただきます。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費は、子ども手当の支給に対応するようシステムを改修するものであり、平成22年度より実施される新たな制度であるため、システム改修の完了が年度を越すためです。

第6款農林水産業費、2項林業費は、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道寸又線改良事業の実施に当たり、河川管理者等との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めなくなったためです。原山治山事業は、契約相手方が工事続行不可能になったことにより再入札することとなり、年度内完成が見込めなくなったためです。

第8款土木費、2項道路橋りょう費は、町道境川線改良工事は小規模な落石が続き、現地測量までに不測の日数を要したため、町道田代中道線舗装工事、町道地名中央線改良工事の用地交渉に不測の日数を要し、町道小長井田代線舗装工事については、代行事業の進捗に伴い舗装工事の年度内完成が見込めなくなったためです。

第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費は、電子黒板機器購入事業について低入札となり、契約までに調査及び審査に日数を要したため、年度内納入が見込めないためです。理科教室振興備品購入事業は、新学習指導要領への移行に伴い、全国的な需要の集中が生じたことにより年度内納入が見込めなくなったためです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、平成21年10月7日、8日に発生した台風18号により災害を受けた林道家山線、林道平田線ですが、国の現地査定が12月15日に実施され、事業費が決定しました。このことにより、発注が1月となったことから、年度内完成が見込めないためです。

それぞれ平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたく、お願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、6ページをごらんください。

充当事業の対象事業費の減額等に伴い、過疎対策事業債を470万円減額し2,430万円に、合併特例事業債を1,300万円減額し1,200万円に借入限度額を補正するものです。災害復旧事業債は、激甚災害特別措置による高率補助適用に伴い、3,030万円減額し70万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（板谷 信君） ちょっと訂正をお願いします。町長。

町長（佐藤公敏君） すみません、ただいまの提案理由の説明の中で、歳入の方ですけれども、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は473万1,000円の減額と申し上げたそうですが、増額の間違いですので、訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

提案理由の説明は歳出、歳入というふうな順でやられましたけど、私は事項別明細書の最初のほうのページから順に質疑を行いたいと思います。

まず最初に、4ページの繰越明許費のところですが、6款2項林業費のところ、

原山治山事業150万円を繰越明許にするというふうに出ていますけど、これは6目治山費というのが予算にあるんですけども、6目治山費の工事請負費は当初予算で294万円、9月補正で250万円増額をしているんですけども、この原山線はこのどちらに幾ら上げていたのかお聞きします。

そして、請負契約をした企業が倒産をして未執行のため、22年度に繰越明許するということですが、こういう場合に事故繰り越しとするのが普通ではないかと思えますけど、繰越明許で扱う理由を説明をお願いいたします。

それから、契約金額は、この請け負った企業との契約金額が幾らだったのか、それから幾ら支払っているのか、工事の進捗状況、手をつけているのかどうか、その点。また、契約不履行になるわけですが、そのことに対してどのような対応をするのか伺います。

次に、歳入の15ページですが、19款諸収入の、19款5項6目の雑入、諸収入のところの雑入ですが、広域連合負担金前年度返納金として1,353万円入ってくるようになっていますが、後期高齢者医療の返納金だと思うんですけど、広域連合に払った返納金だと思うんですけど、何に対して返納されるのか。このことによって、町にはお金が入ってくるんですけども、もらい過ぎたということで、75歳以上の方の保険料はもらい過ぎになっていたのではないかとこの点についてお聞きをいたします。

次、歳出の18ページですが、18ページ、歳出に移りますけども、2款2項3目のまちづくり事業費のところの19節、細節20の癒しの里づくり事業費補助の250万円減額についてです。当初予算では640万円計上していたわけですが、今回250万円減額ということで、3分の1以上に及ぶ減額になっています。地域の活力を生み出す大事な事業で、申請が減ったために減額するという説明でしたけども、どのようにこういう大事な事業をもっと浸透させていく、活用していただくための対策を考えておられるのか、伺います。

それから、19ページの2款2項6目の情報政策費の13節委託料のところ、細節7、9、10というふうに出ています。この細節9は携帯電話伝送路設計業務委託料で、予算が399万円のところを319万円も減額をします。80%を超す減額です。それから、細節10の基地局設計監理業務委託料は、予算が630万円のところを230万円減額して、約3分の1減額ということで、大変大幅な減額をするわけですが、細節7のところのブロードバンド整備基本方針策定業務委託料は、予算630万円に対して60万円ということで、入札差金のこれも一つでしょうけれども、当町での入札ではほとんどこういう形が普通だったんじゃないかなと思うんですけど、その、さらに15節の工事請負費では、3,800.....当初予算が、予算が3,864万円だったのを1,190万円という、これも3分の1の減額、大幅な減額、それから18節の備品購入費でも、9月補正の2,814万の補正予算がそうなのかなと思うんですけども、それに対して2,448万円という、これもまた大幅な減額となっていて、これを見ると、私たちは、議会は一体何を予算のときに審査したんだろうと、本当に予算額が妥当だったんだろうかというふうな疑問もわいてくる場所なんですけども、それぞれの入札予定価格が幾

らだったのか、通告をしてありますので、細節7、細節9、細節10、それから15節、18節について、当初予算は今、言いましたけれども、備品購入では確認をとということもありまして、通告に従った答弁をお願いいたします。

それから、23ページに移ります。3款1項2目の心身障がい者……あ、21ページです。21ページが3款1項2目の心身障がい者福祉費ですけど、質問は次のページの20節扶助費のところ……次の次のページですか、23ページですね、扶助費のところでは質問の通告をしております。細節5の自立支援医療給付費において、これ当初予算は81万円だったのが、全部皆減ということで81万円の減、それから細節9の精神障がい者医療費扶助費、これも当初予算が360万円に対して143万2,000円の大幅な減額、それから細節11の療養介護医療費扶助費、これは当初予算104万4,000円で、減額104万4,000円ということで、皆減というふうに変減額が大きいわけですが、理由としては、説明されたのは、実績による減額、あらかじめ予定していた方が亡くなられたとか、利用がなかったというふうな説明があったわけですが、PR不足とか、あるいは医療費を抑制するという方向がもう国の政治でずっと続いているんですけれども、そういうこともあったのではないかと、考えられないかということで、ちょっとこの点は確認をしておかなければいけないなと思ひまして、通告をいたしました。

次、24ページの3款1項9目のところの後期高齢者医療費のところなんですけれども、13節委託料のところの細節3で後期高齢者特定健康診査委託料、ここで422万4,000円の予算を243万2,000円減額をすると。半分以下になるわけです。出ているわけですが、これは減額の理由を聞いていませんでしたので、説明をお願いいたします。

それから、25ページの3款2項3目子育て支援対策費の13節委託料ですね。放課後児童クラブ業務委託料のところですが、これも当初予算で521万円出していたのが、上げていたのが、今回155万5,000円の減額ということで、その理由としては、4月からスタートの予算をとったんだけど、スタートが6月に遅れたためというふうな説明がありました。でも、2カ月分遅れたことで4分の1……3分の1減らすというのでは、余りにも減らし過ぎではないかということで、理由をもう一度お聞きいたします。

それから、25ページ……27ページです。4款1項8目の飲料水供給施設費、13節委託料、委託料ですけど、細節1の定期検査委託料が、予算が267万8,000円に対して216万円減額という、もう本当に驚く減額なんですけれども、これは入札の結果、低入札があったということなんですけれども、その下の飲料水供給施設水質、水源管理委託料も予算54万に対して48万円減額という、これも幅としては大変な、率としては大変な減額なんですけれども、こういうことが入札において低入札が行われた結果だということなんですけど、私たちは、先ほども予算審査を一体どういうふうにかんがえればいいのかと、もう非常に疑問がわくところなんですけれども、こういう安いお金で業者が入ることができるとしたら、これで妥当だというふうな再調査で結論を出しているわけですね。とすると、この予算の妥当性が疑われるわけで、当局としては競争入札の効果だというふうにかんがえているのか、予算を今後は

もっときちんと見ていこうというふうに考えておられるのか、お聞きをいたします。

28ページ、次のページの6款1項3目農業振興費のところですが、13節、やはり委託料のところの耕作放棄地再生利用対策実態調査委託料ということで、600万円の予算を106万5,000円減額をしています。これは委託先はどこで、減額は入札差金だと思うんですが、600万円は高いじゃないかというふうな議論も当初予算のときにしたような記憶もあります。それで、入札予定価格そのものを下げて入札を行ったのか、それとも全然、600万円という予算で、そこから入札予定価格を出して入札をされたのか、その点をお聞きいたします。

実態調査をして再生利用対策を立てるまでを委託したんだと思うんです。500万近い額になっているわけですから。そのことで取り組みの方針あるいは見通しですか、どういうふうに対策を立てていこうというふうな見通しが立ったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それから、31ページです。7款1項8目のもりのくに運営費のところ、11節の需用費の細節6 修繕費で、当初予算で100万円上げていた修繕費を287万5,000円増額をするという補正予算が出ています。何をやるかという、寝湯というところが漏れがひどくなったので修理をするということですが、このことにその他の収入があるのかなと思いましたが、全くありません。指定業者の負担を求めないのか、求める気がないのか。契約がどうなっていたのか、ちょっと確認する余裕がなかったんですが、建物本体の修理は町でやるというのは、それは仕方がないと思うんですが、営業に使っていたところなわけですよね。寝湯というのは。そうやって指定業者が営業に使って営業していたところの修理については、やはり業者も負担すべきではないかと思うんですけど、全く求めないのかどうか、確認をいたします。

それから、34ページになります。34ページと35ページに小学校費、中学校費の教育振興費がそれぞれあるんですが、その19節の負担金補助及び交付金のところに遠距離通学事業費補助金ということで出ているんですけど、小学校費の方では86万4,000円の予算を20万9,000円減額、それで中学校費の方では167万6,000円を111万1,000円の減額ということで、非常に、中学校のほうは特に減額が大きいわけですが、この減額の理由について、単に対象になる児童が見込みより少なかっただけなのかどうか。何かほかに共通する補助制度の変更みたいなもの理由があるのかどうかを伺います。

それから、最後になります。

36ページの11款1項2目の林業施設災害復旧費ですが、そこで財源更正になっていて、その理由が歳入の方でも出ているわけですが、県の激甚災特別補助が適用され、1,888万1,000円入るということで、一般財源を1,141万9,000円上げて、余裕があったんだと思うんですが、地方債、災害復旧債ですね、借り入れを3,030万円減額をして70万円の借り入れにする、減らしていくというふうな補正、財源更正の内容なんですけれども、災

害復旧というのは、国の補助がかなり高額に来ると。最高95%ぐらいまで事情によっては来るというふうなことをこれまでずっと説明を受けていたんですけれども、なぜこのように事業費に対して補助率が低いのに、何か激甚災特別補助、県の激甚災特別補助ですか、そういうものがあつたと、やっと探したみたいな説明の仕方、幸運だったみたいな説明なんですけれども、こういう補助しかなかったのかどうか。それともこれからきちんと災害復旧に対する補助が入ってきて、一般財源を減らすことができるのかどうか、その点をお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） それでは、建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問で、建設課に関係をいたします御質問3件かと思えますけど、これに対しまして御説明をいたします。

まず最初に、4ページ目の繰越明許費、6款2項の原山治山事業費の関係でございますけど、原山治山事業の事業費につきましては、昨年9月の定例議会におきまして、新規事業といたしまして250万円ということで補正を行いました。そして、平成21年11月18日に入札を実施をしたところ、有限会社小林建設が落札をし、136万5,000円という工事請負金額で契約を締結をいたしました。

しかし、その後、会社が倒産をし、業務続行不可能であるという内容の通知が管財人よりありました。これを受けまして、2月4日をもちまして契約解除の手続を行いました。この契約解除に当たりましては、工事請負契約の約款の規定によりまして、契約金額の10%が違約金として生じております。この契約に関する支払い済みの金額というものはございませんでした。また、工事の進捗状況ということでございますが、この時点では現場着手はしておりませんでした。

今後、新たに入札を実施をいたしまして、請負業者を決定するというスケジュールになりますので、事故繰り越しということではなく、明許繰り越しという形になります。

それから、2番目の御質問ですけれども、27ページの4款1項8目飲料水供給施設の中の委託料の関係でございますけど、委託料の当初予算の算定に当たりましては、複数の業者から見積もりをとりまして、その中の一番低い金額、これを基にいたしまして予算額を見積もっておりますので、予算編成時点での予算計上額、これにつきましては適正な金額であったものと考えております。

低入札となりました原因につきましては、いろいろとあるとは思いますが、業者間の競争や企業努力、また委託業務受注に対します業者の強い意欲のあらわれがあつたためということで、こちらとしては認識をしております。

また、これまでに検査結果に対する不審な点や不具合といったようなことは、特にございませんでした。

それから、3点目になりますけれども、36ページ、11款1項2目の林業施設災害復旧費の

関係でございますけど、林道の災害復旧事業の実施につきましては、基本の補助率は65%ということになっておりますので、当初の財源内訳ということにつきましては、この65%ということの基本としております。今回の林道災害につきましては、2路線ということでございますけど、2路線ともに最終的には激甚災害に指定されるということを県からの情報でもいただいておりますので、最終的には高率補助を受けることになるものということと考えております。

なお、災害復旧事業に限りませんが、我々公共工事を実施するにつきましては、常に有利な財源を使いまして執行するということを心掛けているところでもございます。

建設課関係につきましては、以上です。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、福祉課関連の4件につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の方のページ15でございます。19款5項6目雑入の関係でございます。広域連合負担金の前年度の返納金でございます。前年度、概算払いしておりました医療給付費の負担金、それから広域連合の一般会計、特別会計の負担金が確定したことによります返還金でありまして、主な理由としまして、後期高齢者医療制度は平成20年度に創設されたんでございますけれども、このときの負担金の総額見込みを老人医療給付費の額を基に予算化しております。結果としまして、医療給付費の見込みより下がったという結果で、精算に伴い返還するということになったものでございます。

あと、保険料の関係でございますけれども、これについては2年間の予算を組むということでございますけれども、最終的に余剰が出た場合には、繰り越し財源としてもらうという措置を行うということでございます。

次に、23ページでございます。3款1項2目心身障がい者福祉費の関係でございます。この中で、PR不足や抑制があるではないかというような質問ございましたけれども、自立支援の給付費等につきましては、病院にかかった場合に、町に扶助制度があることを周知し、町に申請するよう、医療機関のほうに制度のPRは行っております。ただ、精神障害者の医療費などは本人申請であり、秘匿する方もいらっしゃいますし、個々の事情もあって、あえて申請しないというような方もいるように伺っております。

窓口に見えられたときにはしっかり相談に応じておりますが、PRについても、必要に応じ実施してまいりたいと考えております。

次に、24ページ、3款1項9目後期高齢者医療費の特定健診の関係でございますけれども、当初、健診受診者につきまして、希望調査をもとに予算を確保し、委託をするものでございますけれども、受診者の見込みが430人程度におさまることから、減額するものでございます。これは、既に病院等にかかっており、この特定健診を受けない人が発生するものと考えております。

次に、25ページでございます。3款2項3目の子育て支援の対策費で、放課後児童クラブの

業務の委託料の関係でございます。主な理由としまして、6月ということで、2カ月遅れのスタートになったということでございますけれども、当初計画におきましては、土曜、日曜を除く260日というような予算化をしておりました。実績の見込みでございますけれども、学校開催日で約60日の減、それから長期休業日で、冬休み等の関係もありまして25日の減となりまして、75日分が不要となったものです。これに伴いまして、従事者への配分金が約130万7,000円の減額、またおやつ代として100円を24人分で予算化しておりましたけれども、実際には15人程度の利用となったことから、約24万8,000円の減、合わせて155万5,000円の減額とさせていただきます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 18ページの2款2項3目まちづくり事業費の640万の当初予算が3分の1以上の減ということで、申請が減ったため減とのことだが、どのように対策を考えているかということの質疑についてですけど、これについては、年度当初の区長連絡会での説明、また平成20年度はちょっと申請が少なかったものですから、21年9月25日付で癒しの里づくり事業、来年度の要望等についての文書を区長あてに出してありまして、その文書中にも、もし事業を実施するなら、説明に担当が何うよという文面も記載しております。

ちなみに、平成21年度においては6件の申請額があったわけなんですけど、この21年度当初予算計上時は5地区の事業実施と3地区の計画策定でしたが、事業費が予想より少なかったため等、このような減になったと考えております。

そこで、どのように対策を考えているかということの質疑ですけど、平成22年度においては、予算は事業実施が8地区、計画策定4地区を考えておりますけど、現在、事前にとったところによりますと、7地区の申請があるのは予定しております。この交付要綱には、地域コミュニティのための環境づくりの促進ということをやっておりますので、今後、より一層各地区の区長さんと連携し、進めていきたいと思っております。

続きまして、19ページの2款2項6目の情報政策費の委託料の件について、それぞれの予定価格は、入札予定価格は幾らかという質疑ですけど、これについては、7細節ですけども、ブロードバンドの整備基本方針策定業務委託料、これが630万、9細節の携帯電話伝送路設計業務委託料394万8,000円、10細節の携帯電話基地局設計監理業務委託料、これが489万3,000円、15節に入りまして、工事請負ですけど、携帯電話伝送路整備工事、これが2,394万、もう一つの携帯電話の基地局整備工事、これが1,212万7,500円、そして18節に入りますけど、L G W A Nの機器ですけども、これに546万、公共施設設置テレビに287万7,000円、それともう一つ、携帯電話の無線設備、これが405万7,914円となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 28ページの農業振興費ですが、委託先はどこかということですが、

静岡市内に営業所を持つ株式会社パスコです。

次に、減額は入札差金か、入札予定価格の減額かということですが、補助対象事業の内容を精査したことによる減額と入札差金による減額です。

次に、実態調査をして再生利用対策を立てるまで委託したのかということですが、実態調査のみの委託です。内容として3項目ほどありますが、耕作放棄地現況調査、再生利用の対象となる耕作放棄地について、植生や農地の基盤また該当地への用排水路や進入道路の状況を調査します。2番目として、再生作業活動計画基礎資料調査、再生作業活動計画の基礎資料となる荒廃程度の区分を調査いたします。A、B、Cとかということ、区分の調査をいたします。それから、3番目に意向調査ですが、耕作放棄地の所有者に対して、再生利用や引き受け等に関する所有者の意向を調査します。

それから、取り組みの方針、見通しは立ったのかという質問ですが、解消の見通しは、現在のところまだ立っておりませんが、町としては、多面的機能を持つ農地の維持確保対策推進事業実施要領及び補助金の交付要綱を制定して対応しているところであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 31ページの7款1項8目もりのくに運営費関係でございます。修繕費について、事業者負担を求めないのかという御質問ですが、施設の修繕につきましては、協定によりまして、原則、指定管理者側が負担となっておりますが、10万円を超える修繕につきましては、町との協議をしまして決定するようになっており、その都度、協議をして修繕をしている状況です。あと、指定管理者の過失があった場合には、10万円を超えても業者の負担となる場合があります。

以上です。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（山田俊男君） それでは、34ページ、35ページの遠距離通学費の関係の御質問にお答えします。

多く見込んだ部分、小学校におきますと3人分でございます。それにあわせて、大間地区の1名の通学費の減、合わせて20万9,000円でございます。中学校費においては、11人分多く見込んでありましたので、それとあわせて、大間地区の3人分の通学費の減を合わせて111万1,000円になります。

なお、今、言いました小学生1人、中学生3人の通学につきましては、大鉄バスの業務委託の方で対応してあるということございまして、遠距離通学費の方の減をさせていただきました。

以上であります。

議長（板谷 信君） 再質問ありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

最初に、歳入の15ページの広域連合負担金前年度返納金1,353万円ですけれども、これは先ほど最終的に、あ、75歳以上の被保険者ですか、保険料を払っている高齢者の方々ですけれども、そういう人たちに対してもらい過ぎがなかったかというふうな質問に対して、最終的に余剰金が出た場合は何というふうに答えられたのか、そこがよく聞こえませんでしたので、何と答えられたかを確認させてください。

いろいろ私がいったり通告した数字で間違いがあったりした点は、こちらが訂正をしたいと思います。

それから、次の25ページの子育て支援の放課後児童クラブの件ですけれども、減額は、多く見込んでいたということで、日数とか人数が不要になったための減、あるいはおやつ代の減額というふうな説明があったんですけれども、利用をされているお子さんからは直接は聞いていないんですけど、親御さんから聞くと、非常にありがたいんですけども、もう少ししっかりやってほしいという。何をしっかりやってほしいと言うかということ、遊びの相手をしてほしい、あるいはおやつなんかも、手づくりで作ってくれるときなんかは本当にうれしいんですけども、買ったものを与えられるというときには、やはり子供たちも余りうれしくないみたいだよとか、非常にもっと島田市あたりでやっているように、放課後学童クラブは人数が少ないから、大してお金をかけられないよじゃなくて、こんなに予算が余るなら、もっとかけてもよかったんじゃないかと思うんですけれども、質問になりませんので、再質問としては、まずおやつ代で減額、おやつ代で余ったということですが、その理由を伺います。

それから、おやつ代の減額だけでなく、設備、おもちゃなんかもありますよね。遊びに使うおもちゃとか、テレビとか、冷蔵庫とか、その運営をしていくのに必要な設備、そういうものもきちんとしていたのかどうか。それから、利用者の要望などは聞いているのかどうか、その点を伺います。

次に、その次の産業課長さんに伺いますけど、耕作放棄地の再生利用対策実態調査委託料についてですけれども、委託したのは実態調査だけだということなんですけど、パスコに調査したということなんですけれども、こういうことを専門業者に委託しなければならなかったんでしょうか。予算のときに、多分、そういう説明もあったかもしれませんが、多分意見も予算審査のところで、もっと、そういう業者じゃなくて、もっと町内の町民の人、農業委員さんとか、庁舎内の職員の人たちとか、そういう人たちで実際に見て回るのが必要だというふうな意見が出たんじゃないかと思うんです。ちょっと記憶にあるんですけど。そういうことに対してどのような考えだったのか、お聞きいたします。

それから、次のもりのくにの運営費についてですけれども、10万円を超える分は指定業者と町と協議をして決めると、その都度、協議をするという説明だったんですけれども、これは確実に10万円を超しているし、その前の大規模修理については、町がやると言ったのかどうか、そのところがちょっと確認ができませんので、その前の答弁をもう一度お聞きした

いんですけれども、こういうことについて、協議を、今回されたのかどうか、お聞きいたします。

それから……あ、それだけです。以上、お願いいたします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、再質問の関係でございますけれども、保険料の関係でございます。75歳以上の方からいただく保険料の関係の処理でございますけれども、先ほど御説明させていただいたんですけれども、聞き取りできなかったということでございますけれども、最終的に繰り越して財源化していただくというようなことでございます。繰り越し財源でございます。

それから、もう1点でございますけれども、放課後児童クラブの関係でございます。いろいろ支援員の方に、遊びの相手とか、手づくりのお菓子とか、そういったような配慮をとか、いろいろ御意見を伺いましたけれども、それこそちょうど年度変わりになりまして、新年度も同じような形でスタートする予定でございます。年度当初に当たりまして、利用者の方に集まっただいて、いろいろ御意見を聞きながら、来年度スタートするわけでございますけれども、そんなときに要望等を聞く機会を設けまして、よりよくしていきたいと。

それこそ初年度でありましたので、至らなかつた点多々あるかと思っておりますけれども、そういうふうに対処していきたいと思っております。

あと、細かい苦情とか、そういったものにつきましては、それこそ委託をしておりますシルバー人材センターの方々の方から、時に触れ、そういったお話を伺ってしまして、なるべく課題解決を図るように努めてまいりましたので、今後ともそのような形で対処したいと思います。

設備につきましても、ある程度予算を確保していただきまして、買わせていただいて、適正に管理させていただいております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 調査の方法なんです、平成20年、21年と農業委員さん、それから区の産業部長さんというか、産業に関係する方または区長さん等に耕作放棄地の箇所を確認していただきました。それで、その詳細をこの業者に委託するということで、個人情報とか、権利関係とかがありますので、業者に委託したということになります。

それから、26.7haという面積です、筆数でいいますと578筆あります。多くの筆数があるものですから、それも一つの業者に委託した理由です。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどの回答で、前段の部分がちょっとわかりにくいということで、再度お答えしますが、施設の修繕につきましては、協定書によりまして、原則、指

定管理者側が負担となっておるということで、そのうち10万円を超える部分については協議ということで回答させていただきました。

また、今回の修繕につきまして協議したかということでありますが、私それから担当者、それから指定管理者ということで、現場を確認しながら協議、また予算計上についても予算査定上、上司とも協議して、今回、補正の計上をさせていただくことになりました。

よろしく。以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） もりのくにの修繕費なんですけれども、これは業者からもらう分は計上していないですね。負担分は、どこにも載っていないんじゃないでしょうか。そうですね。全額これだと一般財源で、町でやるという予算だと思うんですよ。課長の説明と全く違うんじゃないですか。

だって、課長は今、契約では原則、施設の修繕は指定管理者が負担すると。ただし、10万円を超えるものになったら、町と協議をして、要するに業者だけでは大変でしょうから、町も幾らか出しましょうという協議をするということなんでしょう。その協議をしたんですかという質問をしたのに対しても、何か現場を見てという説明はあったんですけど、どういう負担をやりましょうかと、どれくらい出せますかという協議をしたという答えは一切、今なかったですね。

議長（板谷 信君） 負担の部分について、もう一回しっかり答えてください。商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） この、町が実施する場合は、全額町負担となります。小さな部分につきましては、原則、管理者側が負担という形で修繕を行っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ついに反対に立ってしまいました。

いろいろ今回の補正予算、予算精査とか入札差金とかの精査など、行政がこれまでやってきたことが上がっていて、賛成してもいいなと思っていたんですけども、先ほどからの答弁を聞いていたり、また気になる点もあったものですから、じゃ、もうついでにというか、気になる点も言えるしということで、反対討論を行うことにいたします。

まず最初に、繰越明許のところなんですけれども、原山線はしょうがないなと思うんです。

本当に町があ、入札……入札じゃない、公共事業を発注をしていて、発注をしていてというか、業者の経営状況による倒産による繰越明許ということで、事故繰り越しには新たにやるからならないよということで、これは納得できるんですけども、もう1点質問をしなかった点で、境川線の工事費も繰越明許になっています。それは、ここは行政がもしこの境川線に最初から手をつけなかったら、やっとな、三津間渡地区の高齢者の人たちは数軒しかないわけですけども、バス停もあって、歩いて、高齢者が歩いてそのバス停に来られる状況だったわけです。ところが、いろいろな私たちにはわからない不明朗な契約みたいなものがありまして、やらなければいけないんだと言って、私は最初から猛反対したんですけども、あの山は崩れやすい山だから手をつけてはいけないと言われていた山で、そこを手をつけてしまった。そして、本当に担当者は苦労していると思うんです、このことではね。私も何回も言っていますから、もうこれまでに何回も崩れては直し、崩れては直し、今ではもうとても手をつけられないということで、災害復旧か何かの予算が来ないと手をつけられないというふうなこともありまして、今、もっと崩れるところはもう崩してしまうという状態で、本当に三津間渡地区の高齢者は、せっかくバスが走るようになって、バスに乗れるかと思っていたら、もう乗れない状態になっているわけですよ。停留所が本当にちょっとで来ていたのが、もうそこに来られなくなってしまった。

そういう行政の大きな過ちがあって、そのことを私は本当に言いたいわけですけども、今回、もう一つ、これと同じように寸又線ですね。あの、改良工事が繰越明許をされました。この寸又線改良工事では、今回はまだ入り口の寸又橋口ですか、あの補強工事、落橋補強工事みたいなもので、これは必要な工事かもしれませんが、これから先、壮大な、林道を国から買い取って、壮大な工事が予測されるわけですね。そうすると、そこで日常、住民の人たちが、あるいは観光客がいつになったら通れるか見通しもないままに、落ちやすい山を広げていく、手を入れるということについて、私は非常に境川線……第2の境川線になるのではないかと、行政が幾らつぎ込んでも、つぎ込んでも終わらない工事になりはしないかと、そういうことが非常に危惧されるところです。十分な調査と計画が求められることではないかと思っています。

それと、全く話は変わりますが、保健福祉、農業振興のところでも、対象者や希望者、要望者がいないということで、いろいろそれぞれ説明を受けたわけですけども、周知、PRが十分だとは思えない状態で、大幅な減額がされているのではないかという危惧もこれ、予算を見て晴らすことができません。

それから、放課後学童クラブも、それぞれ質問をしたところでは、今後は改善をしていきますということなんですけれども、大幅な減額がされている。やっているときに改善できることもあったと思うんです。でも、そのことについて、やはり予算に固執しているというか、もちろん予算を守らなければいけないんですけども、1年間の運営中に利用者の子供たちやお母さん、家族の方の意見などを聞いたのかなど。これからそれをやるのかなというふう

な疑問もあります。

そして今回、数少ない貴重な新規予算が幾つか上がっています。その大きなのが、今、最後に羽倉課長と議論をしました指定管理者による運営に変えたもりのくにの寝湯の水漏れ修繕費287万円についてです。営業に業者が、指定管理業者が使っていたものが壊れたことに対して、町が発注する事業だから、指定管理者には1円も負担を求めないという、これはもう本当に、町外の企業に対して何の、こういうことをやって、何の効果があるんだろうということを大いに疑問を抱かざるを得ない答弁でした。

それから、小・中学生の遠距離通学、これは答弁で納得しました。

それから、今回の補正予算は、事業費の精算や国県補助がついたことで財源更生などがたくさん出ていて、そこが主なものになっていますけども、そこには先ほど述べたように過去のトップによるしがらみを負わされながら、あるいは国の猫の目のようにくるくる変わる制度への対応……あ、ごめんなさい、ちょっとあの、通学……遠距離通学費のあとにそれは納得したんですけども、もう一つ、納得できないことがありました。子ども手当のシステム改修委託料356万円が出ていますんですけども、これは今回は全額国から入っています、経費が。予算に計上されています。ところが、この制度は新しい政権がやろうとしていることで、子ども手当の給付や児童手当の廃止、あるいは扶養控除も廃止する、そういうことと引きかえに行われるもので、当町のように……。まあ、子育て世帯にとっては、子供さんがいらっしゃるお宅にとっては、毎月2万6,000円全額支給されれば、本当に待ち望んでいることとは思いますが、そういう形での支援は必要だとは思いますが、そういう反対に、引きかえに住民負担が起きる、あるいは地方自治体への負担が求められる。そして、さらにはいろいろな財源の中で……

議長（板谷 信君） 10番議員に注意します。発言は簡潔に行いたいと思います。会議規則54条で規定されていますので、御注意申し上げます。

10番（鈴木多津枝君） はい、もう少しで終わります。

そういうシステムの改修費が、改修費で出ているけれども、その陰には、これから始まる大変な制度の内容を今、申し上げているので、簡単に賛成していいものではないんじゃないかということを申し上げております。

それで、今回の補正予算は事業費の精算や国県補助がついたことでの財源更正などが主になっていて、そこには過去のトップのしがらみによる国のしがらみを負わされたり、国の制度が猫の目のように、先ほどのようにくるくる変わる、その対応に追われている現場の職員の苦勞もとてもよくわかるわけですけども、大変な不況の嵐の中で、歯を食いしばって必死に頑張っている中小の業者や、給料の保障もなく、不安を抱きながら懸命に子育てしている親御さんたち、また弱者に冷たい政治によって、次々と年金天引きがされて、目減りする一方のわずかな年金を頼りに細々とつましく暮らしておられる多くの高齢者の方々など、深刻な町の状況を思うと、今こそ行政はもっともっと真に守るべき町民の立場に立って、元

気を取り戻すために温かい支援の手を差し伸べなければならないという、そういう深刻な状況であるということはこの予算からはとても感じられなくて、反対討論といたします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは、私は議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第6号に賛成の立場から討論をいたします。

今回の一般会計の補正予算というのは、歳入歳出それぞれ1億3,900万9,000円を減額するものであって、その中の主なものというのは、2款の総務費6,998万8,000円の減額、1項の10目にもありますけれども、総合支所管理費の委託金の入札差金による160万7,000円の減額、2項では企画費、6目の情報政策費の委託金入札差金による639万円の減額、備品購入費の2,448万円の減額、徴税費の1,430万円の減額などがなされております。

また、3款民生費において、生活福祉費においても各種委託料の300万円の減額があり、また利用者が少なかった日常生活用具給付費等が減額されている中、重度障がい者医療費扶助費、自立支援事業補装具費など、障害者の方や老人の方が利用される項目等は増額をされております。

4款衛生費、6款農林水産業費、8款土木費、9款消防費、10款の教育費等においても、委託料、工事請負費、備品購入、材料等の入札差金による減額が主なものであり、住民への安心・安全また景気回復等のための予算は減額はされておられません。

また、繰越明許につきましては、治山事業費、町道の維持修繕費、改良費、災害復旧費等、また教育費については小学校、中学校教育設備整備費等が繰越明許として計上をされております。

しかしながら、この平成21年度の補正予算の中からもおわかりのように、特産物振興費補助金、林業関係の事業費の補助金等が減額されております。景気、経済の先行き不安から茶業、林業が低迷し、農業、林業の従事者の家計を苦しくさせ、その結果、茶園の改植等が少なくなった現状等も示しているように思われます。

明日から審議される平成22年度川根本町予算につきましても、商工業、地場産業である茶業、林業の振興をお願いをいたしまして、本案に賛成といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のと

おり可決されました。

ここで休憩といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

日程第13 議案第14号 平成21年度川根本町老人保健特別会計
補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第13、議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ799万8,000円としたいものであります。

これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、減額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は、490万円の減額です。医療給付費のうち、現物給付に係る医療費を減額するものです。

第2款諸支出金、第2項繰出金は、273万5,000円の増額です。これは、医療機関からの返納金に伴い、一般会計繰出金を増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、289万5,000円の減額です。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、200万5,000円の減額です。これは、今回の補正に伴い、医療費給付実績に基づく見込みに合わせ、一般会計繰入金からの措置を減額するものです。

第6款諸収入、第3項雑入は、273万5,000円の増額です。医療機関からの返還金に伴う増額です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 通告をしていませんけど、お聞きいたします。

7ページ、歳出の医療給付費490万円減額について、先ほども一般会計のところで医療抑制みたいながないかというふうなこと、全然ここは関係ないんですけども、聞いたんですけども、ないということでしたので、この点、ここでも確認をさせていただきたいんですけども、国の制度としては、高齢者の医療抑制、受診抑制はいまだにやられていますけれども、490万円も見積もりから減らすということについて、説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 医療費の抑制の関係という質問でございますけれども、これは老保の会計でありまして、これまでの医療費実績の関係で請求が遅れてというような形のものですから、そういった医療費抑制に関して等の内容については、ちょっと感知できないというのですか、これに関しては特に関連はないと考えております。

議長（板谷 信君） 休憩。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時04分

議長（板谷 信君） それでは、10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） これまでの老人医療費関係の実績から、要するに遅れた、精査した分が遅れて、こういう形できたから減額するんだという説明だったんですけども、それで抑制の方とは関係ないというんですけども、お年寄りの人たちは、一部負担というのですか、窓口負担が上がっているわけだから、それは抑制につながっていくと思うのですよ。なぜこういう余りが出るのかというところを、余りというか、総体的に見て医療費が少なくなっているのかということ、先ほども一般会計で、1,353万円後期高齢者の連合へ返納金が発生していましたよね。そういうことで、高齢者がお医者さんにかかりにくくなっているのではないかということをお聞きしたんですけども、それは大丈夫ということですか。この町ではそういうことは実態はありませんということでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） すみません、これは、先ほどもちょっと触れましたけれども、老

保会計でございまして、今は後期高齢の方に肩がわりしておりますので、当時の受診に關しましての医療費の請求が遅れて入ってくるというような形でございます。

予算的には、前年度の実績等を見まして、ある程度予算を見込むわけでございますけれども、そういった請求が年々、年とともに減っているというようなことで、今度、減額をさせていただくものでございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,672万6,000円としたいものであります。

これは、現在までの実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、増額補正をお願い

いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

後期高齢医療7ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、211万9,000円の増額です。これは、保険基盤安定負担金の増額によるものです。

第2款諸支出金、第2項繰出金は、2万1,000円の増額です。督促料及び預金利子の増額に伴う一般会計繰出金の増額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

後期高齢医療5ページをごらんください。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、1万2,000円の増額です。督促手数料の増額です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、211万9,000円の増額です。これは、保険基盤安定負担金の増額に伴い、一般会計繰入金からの措置を増額するものです。

第4款諸収入、第3項預金利子は、9,000円の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 後期高齢者医療特別会計補正予算ですけれども、納付金……広域連合への納付金が211万9,000円増額ということなんですけれども、これは保険基盤安定負担金の増額ということで、要するに低所得者への軽減ですか、その分を県と町が3対1で負担し合って広域連合に納めるといふ部分が増えたんだよということだと思いますけれども、間違っていたら訂正をしてください。

それについて、要するに軽減が見込みより増えたということなんですけれども、通告では、その増えた状況を教えていただきたいということで、実績ですか、軽減をしている内容、人数とか軽減額。2割軽減、5割軽減、7割軽減というふうに、国保と同じような軽減をしていると思うんですけれども、それとまたその他の軽減も制度的に軽減があるんですけれども、扶養の方ですか、今まで扶養者だった人で後期高齢者に移される人に対する9割軽減とかあると思うんですけれども、そういうものについて、どのような実績数、額になっているのか、教えていただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 納付金の関係の質問でございますけれども、最初の議員が申されました内容につきましては間違いございませんで、保険基盤安定のための負担金ということで、これは軽減に該当する人数や額が増えたというようなことでございます。

それで、実績でございますけれども、それぞれ10月20日時点で決定するということになっ

ておりますけれども、そのときの各区分ごとの人数と軽減額を今から申し上げます。

2割軽減でございますけれども、254人で軽減額が158万9,360円です。5割軽減が、106人で169万5,377円でございます。7割軽減が、823人で1,799万5,002円でございます。その他、被扶養者の5割というような内容でございますけれども、206人で327万3,415円ということで、合計しますと1,389人で2,455万3,154円ということでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成21年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

議長（板谷 信君） 日程第15、議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,969万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,590万7,000円としたいというものであります。

今回の補正は、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、増額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

介護9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、3,143万8,000円の増額です。

第2項介護予防サービス等諸費は、86万9,000円の増額です。

第3項高額介護サービス等諸費は、60万3,000円の増額です。

第4項高額医療合算介護サービス等費は、99万円の増額です。

第5項その他諸費は、8万円の増額です。

第6項特定入所者介護サービス等費は、455万9,000円の増額です。いずれも実績見込みによるものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、839万5,000円の減額です。介護給付費準備基金積立金を減額するものです。

第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は、45万円の減額です。事業の実績見込みによる減額補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護5ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は、216万3,000円の減額です。収入見込みにより減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、619万7,000円の増額です。介護給付費の増に伴う国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金は、319万4,000円の増額です。介護給付費の見込みによる調整交付金の増額と地域支援事業費の見込みによる減額によるものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、1,142万8,000円の増額です。介護給付費の増による介護給付費交付金の増額と、地域支援事業の減による地域支援事業費交付金の減額によるものです。

第5款県支出金、第1項県負担金は、632万9,000円の増額です。これも介護給付費の増による介護給付費県負担金の増額によるものです。

第3項県補助金は、5万6,000円の減額です。地域支援事業の減により減額となるものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、3,000円の増額です。介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金利子によるものです。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、476万2,000円の増額です。介護給付費の増、地域支援事業費の減に係る一般会計の負担分の補正をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願います。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第16、議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、歳入歳出それぞれ2億4,489万4,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正は、財源更正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

簡水 9 ページをごらんください。

第 2 款水道事業費、第 2 項水道建設費は、財源更正です。町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水 7 ページをごらんください。

第 4 款繰入金、第 2 項基金繰入金は、206万6,000円の減額です。

第 6 款諸収入、第 3 項雑入は、206万6,000円の増額です。これは、静岡県から町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業の管移設補償費を受け取ることにより、雑入を増額し、水道事業基金繰入金を減額するものです。

第 2 表繰越明許費につきましては、簡水 3 ページをごらんください。

第 2 款水道事業費、第 2 項水道建設費は、代行事業の進捗に伴い、送水管布設替工事について年度内の完成が見込めなくなったためです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

- 日程第18 議案第19号 平成22年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成22年度川根本町老人保健特別会計
予算
- 日程第20 議案第21号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成22年度川根本町介護保険事業特別
会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計
予算
- 日程第24 議案第25号 平成22年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

議長（板谷 信君） 日程第17、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算から日程第24、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号まで一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算の概要について説明をいたします。

平成22年度当初予算は、51億8,500万円です。前年度と比べ1億2,900万円、率にして2.4%の減額となる予算を編成させていただきました。

昨年から、国における一連の景気対策が講じられておりますが、地元企業等の活性化や地区からの要望箇所の早期実現に努めてきたところであります。このような中、平成22年度予算につきましては、川根本町行政改革大綱実施計画、集中改革プランの最終年度であり、引き続き効率のよい行政改革に努めるとともに、地域資源を生かした施策の展開や次世代を担う子供たちの育成、高齢となっても安心して生活できる環境づくりを実現していくための予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成22年度予算編成に当たっては、昨年に引き続き退職者に対する補充人員を抑え、経常経費の節減に努めましたが、平成21年度の大規模事業である森林・林業交付金事業、菌床しいたけ施設建設補助事業や北部地域振興センター関連工事が完了したことを踏まえ、高度情報化社会の実現、子育て支援の充実、医療費扶助の拡充など、限りある財源の中で新しい時代への対応、健やかに暮らせるふるさとづくり、地域の元気再生を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が35.9%、依存財源が64.1%となっております。

地方交付税が41.5%、町税が25.2%、国県支出金が9.8%となり、財政調整基金などの繰入金金が5.0%、町債が8.9%を占める割合となっております。

地方交付税では、過疎対策事業債等償還額の減額による影響はありますが、国の交付税予算措置額の伸びと新たに措置された雇用対策・地域資源活用特例費等の要因により、増額となっております。

町税につきましては、昨今の景気低迷による町民税個人分の所得割が減額となりますが、法人税については、一部法人が平成20年度並みに回復したことによる増額となっております。

国庫支出金は、子ども手当の設置や共聴施設整備事業費、耐震性貯水槽建設費により84.6%の増となる一方、県支出金は、菌床しいたけ施設整備費補助の完了に伴い、41.4%の減となっています。

自主財源であります基金からの繰入金は、各事業に関する補助金などの特定財源の確保及び臨時財政対策債発行可能額の増加により8,950万円、率にして25.6%の減となり、前年度と比べ基金に依存する額が減少し、緊急時への対応に備える財源が確保できました。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は21.0%、町営バスの運行、環境対策の推進、地域情報網の整備に関する総務費が17.9%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や飲料水供給施設、水道施設整備の促進による清浄で安定した水の供給を図る衛生費は11.6%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が6.8%を占めています。また、起債の元利償還金である公債費は、16.5%と大きな割合を占めています。

性質別では、菌床しいたけ施設整備費補助事業の完了により、投資的経費が8.9%で、前年度より31.0%の減となっております。義務的経費である扶助費は、子ども手当の計上や各種予防接種費扶助の拡充により6.5%で、前年度より38.5%の増となっておりますが、退職者補充の抑制に伴う人件費や公債費の減額により、義務的経費が2,350万円、率にして1%の

減となりました。

物件費では、ブロードバンド整備事業詳細設計委託料、小型動力ポンプ積載車更新、中国龍泉市との友好都市提携の推進及び中国等戦略的市場開発における事業費の計上により、7,130万円、率にして6%の増となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、6,322万1,000円です。前年度と比べ491万5,000円の減額です。

第2款総務費は、9億2,866万2,000円です。前年度と比べ2,883万7,000円の増額です。北部地域振興センター外構工事等関連工事が完了し、おおむね整備が終了しました。また、中国龍泉市との友好都市の提携及び中国等戦略的市場調査研究に要する旅費、需用費、委託料を盛り込むとともに、ブロードバンド整備計画詳細設計及び自主共聴施設整備事業費補助金を計上し、地域資源を生かした施策の展開、高度情報化社会の構築を目指します。

第3款民生費は、10億8,693万2,000円です。前年度と比べ6,602万4,000円の増額になっています。子ども手当を新たに設置し、安心して子供を育てられる環境づくり推進します。

第4款衛生費は、5億9,885万9,000円です。前年度と比べ436万円の減額になっています。特定不妊治療費助成事業を盛り込み、季節性、新型インフルエンザ、肺炎球菌、子宮頸がん等の予防接種扶助の拡大を図りました。また、医療機器の購入による診療施設の充実や地名簡易水道、南部簡易水道田代地区の施設整備の実施により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、193万7,000円です。

第6款農林水産業費は、3億5,086万4,000円です。前年度と比べ1億9,168万5,000円の減額となりました。菌床しいたけ施設建設事業の完了に伴い大幅な減額となりましたが、耕作放棄地対策を初め、農業用排水路や林道整備などにより、茶業、林業の振興を図ります。

第7款商工費は、2億5,028万円です。前年度と比べ3,562万9,000円の増額になっています。商工会建物改修費補助、プレミアムつきお買いもの券発行事業費補助を計上し、地域商店街の活性化を図るとともに、エコツーリズム推進事業費の計上などにより、当町への交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、1億8,877万8,000円です。前年度と比べ1,909万円の増額です。道路や河川整備を図り、快適で安全な社会資本整備に努めます。

第9款消防費は、3億1,467万4,000円です。前年度と比べ3,558万1,000円の増額です。常備消防への委託費のほか、小型動力ポンプ積載車更新、耐震性貯水槽整備事業費、木質耐震シェルター補助などを計上しました。

第10款教育費は、5億1,373万2,000円です。前年度と比べ753万6,000円の減額です。特別支援学級用教室改修を含めた小中学校校舎等修繕工事や小中学校の英語、県外研修により、教育環境の充実を図ります。

第11款災害復旧費は、1,695万9,000円です。前年度と比べ71万8,000円の減額です。災害

が発生した場合の迅速な対応を目指します。

第12款公債費は、8億5,510万2,000円です。前年度と比べ1億885万7,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債等の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上いたしました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、13億628万3,000円です。前年度と比べ98万4,000円の減額です。昨今の景気低迷により、町民税個人分、所得割が大きく減少する一方、法人税は一昨年の収入規模近くまで回復しております。

第2款地方譲与税は、5,000万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、40万円です。

第6款地方消費税交付金は、7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、2,000万円です。これは、平成21年度から23年度までの限定的措置として、環境への負荷の少ない自動車に係る所得税の税率軽減措置のため、減額となっています。

第8款地方特例交付金は、1,711万円です。前年度対比1,011万円の増額です。地方特例交付金は、住宅借入金等特別控除及び自動車取得税の減税に伴うものと子ども手当によるものが措置されています。

第9款地方交付税は、21億5,000万円です。前年度と同額です。普通交付税は21億円、特別交付税を5,000万円計上させていただきました。普通交付税については、過疎対策事業債等の減額がありますが、国の交付税予算措置額の伸びと新たに措置された雇用対策・地域資源活用特例費等の要因により増額としたものです。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,557万2,000円です。前年度対比581万9,000円の増額です。集会所等大規模修繕費負担金、保育料が増額となっています。

第12款使用料及び手数料は、6,328万2,000円です。前年度対比54万7,000円の増額です。

第13款国庫支出金は、1億9,693万2,000円です。前年度対比9,024万3,000円の増額です。子ども手当負担金、共聴施設整備事業費補助、耐震性貯水槽建設費補助、子育て支援施設分となる児童厚生施設等事業費交付金が増額となっております。

第14款県支出金は、3億1,332万3,000円です。前年度対比2億2,151万5,000円の減額です。農林水産業費交付金における森林・林業交付金事業である菌床しいたけ施設の交付金が増額となっております。

第15款財産収入は、3,376万6,000円です。前年度対比588万3,000円の減額です。基金の運用による利子分の減額です。

第16款寄附金は、2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は2億6,040万9,000円で、前年度対比8,947万4,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の4万6,000円で、基金繰入金が2億6,036万3,000円です。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億42万1,000円です。前年度対比456万3,000円の減額です。

第20款町債は4億5,950万円で、前年度対比1億450万円の増額です。過疎対策事業債が6,350万円、合併特例事業債が4,600万円、臨時財政対策債は3億5,000万円です。

以上が平成22年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億円で、前年度と比べ5,100万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,531万8,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、6億9,055万4,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億399万1,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として35万1,000円です。

第5款老人保健拠出金は、294万6,000円です。

第6款介護納付金は、4,714万4,000円です。

第7款共同事業拠出金は、1億83万円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,711万4,000円です。特定健診及び特定保健指導費、人間ドック費用助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、60万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、115万円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は、2億239万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億8,609万8,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,155万5,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億6,987万3,000円です。

第6款県支出金は、3,731万円です。

第7款共同事業交付金は、9,249万1,000円です。

第8款財産収入は、60万円です。

第9款繰入金は、5,969万3,000円です。一般会計繰入金が5,565万1,000円で、基金繰入金は400万2,000円です。

第10款繰越金は、1億1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成22年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ143万円で、前年度と比べ577万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、平成22年度においても過誤、月遅れ分の負担分の計上となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は、142万円です。医療費の現物給付、現金給付及び審査支払手数料です。

第2款諸支出金は、1万円です。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は、2,000円です。

第2款国庫支出金は、1,000円です。

第3款県支出金は、1,000円です。

第4款繰入金は、142万円です。

第5款繰越金は、1,000円です。

第6款諸収入は、5,000円です。

以上が平成22年度老人保健特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,010万円で、前年度と比べ440万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,005万7,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、4万3,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,641万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万2,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、2,364万円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、1万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成22年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億890万円で、前年度と比べ6,120万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

第4期介護保険事業計画における給付費の見込みに基づいて、必要額を計上させていただきました。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,416万7,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、9億4,344万6,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、6万2,000円です。

第5款地域支援事業費は、3,118万8,000円です。介護予防事業や生活機能評価検査を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、3万5,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億4,897万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万7,000円です。

第3款国庫支出金は、2億5,744万3,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億8,562万4,000円です。

第5款県支出金は、1億4,468万円です。

第6款財産収入は、6万2,000円です。

第7款繰入金は、1億7,201万9,000円です。一般会計繰入金が1億6,061万5,000円、積立基金繰入金が1,140万4,000円です。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、5万6,000円です。

以上が平成22年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,450万円で、前年度と比べ7,020万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりであります。

平成21年度から料金体系を統一し、川根本町簡易水道事業としてスタートしました。本年度は、地名簡易水道施設整備事業が主な事業となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,496万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、1億4,499万2,000円です。地名簡易水道施設整備事業、南部簡易水道田代中継槽ポンプ増設事業を計上しております。

第3款公債費は、1億3,354万2,000円です。過疎債、水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,309万9,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は、1,273万5,000円です。

第4款県支出金は、22万円です。国庫、県とも、地内簡易水道施設整備によるものです。

第5款財産収入は、114万6,000円です。

第6款繰入金は、1億3,560万2,000円です。施設建設と公債費への支援としての一般会計繰入金が主なものです。

第7款繰越金は、209万6,000円です。

第8款諸収入は、1万2,000円です。

第9款町債は、4,950万円です。地名簡易水道施設整備に伴う過疎対策事業債及び簡易水

道事業債によるものです。

以上が平成22年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,860万円で、前年度と比べ500万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための引湯管布設替事業と施設を良好に管理運営するための経費を計上するものであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、934万円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は、1,911万円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接阻峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、462万9,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、2,381万7,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成22年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

最後になります。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,060万円で、前年度と比べ50万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,255万6,000円です。医師の報酬、職員人件費等、診療所の運営経費です。

第2款医業費は、793万1,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、11万2,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、3,378万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、27万1,000円です。

第3款繰入金は、654万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成22年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

ここで、先ほどの説明について、一部変更をさせていただきます。

一般会計予算の歳出の関係ですけれども、第4款衛生費についての説明中、前年度との比較を、436万円の減額と申し上げましたが、43万6,000円の減額と訂正させていただきます。

すみませんでした。よろしくお願いいいたします。

議長（板谷 信君） 予算の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は、議案第18号から議案第25号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第25号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月4日から3月15日までの12日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月15日までの12日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時57分